国語教育学

国語教育史

渡辺　茂

國語科學講座
—XI—
國語教育學

國語教育史

渡邊茂

株式會社
明治書院

國語科學講座

— XI —

國語教育學

國語教育史

渡邊茂

株式會社

明治書院

目次

國語教育史
——明治以後現在にいたる——

渡邊茂

一　序説　…問題設定…

現代は「國語教育科學」の擡頭せる時代である。

われわれの國語教育が此處に達するまでには永い年月を費して來た。そしてそれの過程を辿ることは、舊時代の敎育觀に生きてゐる國語敎育者が新時代の敎育觀を自覺する過程を暗示することになる。先づわれわれの先進が、國語敎育を國語の智識を敎へ込む事であるとし、如何にして短時日の間に最大量の智識を注入し得べきかと考へた時は、これは學でなく、全く技術への探究であつた。從つて其處に求められるものは唯國語敎育者としての修養であり、實際的經驗的規則の蒐集であつた。しかしながら多くの技術學の勃興につれて、それが幾多の自然科學の援助をうけ、その應用であるかの觀を呈するに至り、國語敎育はその他の文化學の援助、とくに心理學、敎育學、哲學とを要求す

るに及んで、此處に應用文化學であるかの觀を呈した。特に我が國の明治三十年代は、ヘルバルト J. F. Herbart (1776—1841)の倫理學と價値論に影響をうけ、それの模寫にのみ汲々たる時代であつた。その後に至つてヘルバルトがリンデ Ernst Linde に移り、リンデがモンテッソリー M. Montessori (1870—)に置きかへられた。この場合に於て學說は變つたが、その學理を基準としてこれに國語教育をあてはめんとする點に於て、卽ち學說に依據しそれを模寫するといふ點に於ては同じである。模寫であるが故に基準學の流動に依つて絕えず變動と混亂、不安と焦燥とを生んで行く。

しかしながら如何なる混亂と焦燥の渦中にあつても、(一)國語教育は過去にも存在し現在にも亦存在してゐるといふ事實、(二)國民が古代から國心を以て國語を練り、國語を以て國心を練り來つてその精神を國語の上に殘してゐるといふ事實は蔽はうとしても蔽ふことは出來ない。この明かなる事實より出發することを氣づいた時に、最近の國語教育者は翻然として自已の魂の故鄕を自己の心中に見出して來た。卽ち言語科學の研究領域が人間の歷史的意識の一表現としての言語である如く、國語教育の研究領域は、當に人間の言語表現としての國語にあることを悟つて來た。卽ち「國語教育は文化事實として最高義の言語教育である。」といふ事實である。更に換言すれば、次の時代に影響すべき具案的な意識的形成的なもののみならず、凡ての自然に行はれつゝある社會狀勢に依る自律的な內的變化の過程や、外國語の影響に依る變化變形等の過程等も凡て國語教育である。卽ち國語教育の對象は國民が人間としての言語を如何にして國語として表現すべきかといふ方法過程にあるのであつて、國語の規定原理でなしに國語の發見原理であるといふのである。此處に國語教育は從來の具案的國語教育と並んで、意圖的ならざる、然も有力なる外部的な事

情も考慮せねばならぬやうになつた。時恰も教育學に於ては同じ狀態の下に、[參一]エルンスト・クリーク Ernst Krieck (1882—)に依つて「教育の哲學」が說かれ、先づ從來の「教育學」Paedagogik の文字をかなぐり捨てて、「教育科學」Erziehungswissenschaft の文字を使用せられ、更に又、[參二]エドュアルト・マルチナク Eduard Martinak (1859—) に依つて「教育科學の本質と任務」Wesen und Aufgabe der Erziehungswissenschaft が提唱せらるゝと共に、敏感なる新進の國語教育學徒の間に於て「國語教育科學」が提唱せられるのは故あることである。かくして現代は國語教育科學擡頭の時代である。

然らば「國語教育科學」の任務は如何なるものか。「國語教育科學」は上述の性質上、國語教育が過去に於て如何にあつたか、又現在實際教育が如何にあるかを分析記述する、そして更に前兩者を基礎づける自律的な科學並びにそれを補助する科學を研究するを任務とする。此處に國語教育科學は歷史的國語教育學と分析的記述的國語教育學、規範的國語教育學とに誘導されねばならない。我が國語教育に於ては三者共に學的なるものが未だ現はれてゐない樣に思はれるので、それを明かにせんとするのが、この國語科學講座の中に本講座の存在する理由である。そして既に發表せられた飛田隆君の「國語教育科學史」は、規範的國語教育學としての形象理論の歷史を辿つたものであるのに對し、今私が此處に問はんとする「國語教育史」は明治以降現在にいたる事實としての國語教育の歷史を辿らんとする、歷史的國語教育學であると云へよう。そして垣內教授が最後に發表せらるゝ「國語教育學」こそ、われ等の不充分なる敍述の隅々を補ひつゝ而も最も至難なる「分析的記述的國語教育學」の樹立を圖らるゝものであらうと期待する。

此處に於て、この私の「國語教育史」の課題は國語の發見原理の跡を、「時」の中に生き生きと辿ることがその主要問

題となる。然らばその「時」は如何に解釋すべきであらうか。

歷史に於ける「時」の解釋が文學史家及び哲學者の間に論議せられて來たのは極めて最近の事に屬する。そして「時」を分けて自然的時間、歷史的時間及び事實的時間とされてゐるが、それ等の時間を貫いて時間を具體的に構造づけてゐるのは「世代論」(注三)である。世代論は元來自然的時間の上に立つて子と父、父と祖父の如き系列に於ける生誕の序列から出發して一世代約三十三年を取り出し、それを以て個人一生の生活活動期と考へ、然もこの推移は並列的 neben-einander でなく重複的 aufeinander であると考へ、百年の中には五世代が含んでゐることを看取したのである。そしてこれを三十三年といふ如き數にとらはれずに文化現象の觀察に取り入れた時に、歷史的活動の人間そのものに關係し、人間は歷史そのものとして理會されてきた。かくて「世代」の概念は次第に精神科學的意味のものと解釋されるやうになつた。私は「時」をかくの如き意味に解して、明治以後の國語教育史を辿つて見よう。從つて時期區分の如きも第一期を明治元年頃より同三十二年頃までとし、第二期を明治二十五年頃より大正十二年頃までとし、第三期を大正五年頃より以降とした。この重複期の意味は硬化せる舊時代より質の全く異つた新時代に推移する際の論爭時代である。

尚、國語教育の行はれてゐる場所であるが、國語教授の行はれてゐるところには到るところに國語教育が存在してゐるわけである。しかし、國語教育の事象を最も眞劍に論議する所は初等教育界である。從つて國語教育史を述べるに當つては、教育一般に於ける國語教育を顧慮しつゝも、しかも、自然、小學校の國語教育を中心として論述を進めねばならぬことはやむを得ない。

二 本 論 …史的研究…

第一期 革 新 時 代

—明治元年より明治三十二年頃まで—

革新時代はその名の意味する如く前時代の舊思想とは全く質の異つた思潮を要望する。そしてその時代の「あらねばならぬ」ものとして最も力強く國語教育に働く力は法規の規範である。法規の規範はその性質上教育的性質を有するものではない。教育は更に深いより確固たる自律的基礎づけを必要とする。然しながら國家が政治のみならず凡てをその手中に收めて立つた時、教育にも干渉して從來と全く異つた指導精神を成規とし之を以て率ゐることは一國の革新時代に見らるる所である。かかる時代に實際教育者はその新制度の具體化にのみ働くことを要求せられ、殊にその制度が頻繁に改革せらるる時は、全くそれに率ゐられて教育者自身は何等の自律的展開を示す餘裕を持たない。從つてかかる時代の指導精神は爲政者の精神に求めねばならない。

われわれはかかる意味に於て、明治元年より明治三十二年頃までを革新時代と呼び、更に之を前・中・後の三期に分ち、

前期　學制期　（明治元—明治一二）
中期　教育令期　（明治一二—明治一九）
後期　小學校令期　（明治一九—明治三二）

として國語教育の跡を論じて見よう。

學制期

明治維新以後明治十一年頃に至る間は、あらゆる意味での革新時代であつた。そしてこれを國語教育史上より見る時、その革新は明治五年の「學制」の頒布を劃期として起つたものである。

言ふまでもなく王政維新は慶應四年に成功した。その後、明治四年「廢藩置縣」が斷行せらるるまでは、單に形式上政權が幕府から朝廷に移動したといふにすぎないのであつて、各藩は次で來るべき戰亂を豫想して軍備の充實を汲々として圖つてゐたやうな狀態で、政府としても國家教育の制度を考へる等といふ餘裕はなかつた。然るに廢藩置縣の斷行は諸藩の封建割據の柵をとりはらはせ中央集權の實をあげ明治政府の基礎を確立した。此處に於て、經濟界(參四)に向つては産業の自由競爭を許し、政治上は諸制度の制定を疾風迅雷の勢を以て實現したので、此處に教育制度もその勢に乘じて制定發布せられた。

「學制」の制定の動機は、「自今以後一般ノ人民ヲシテ學ニ就カシメ、邑ニ不學ノ戶ナク家ニ不學ノ人ナカラシメンコトヲ期ス」との趣旨を以て臨ませられたのであつて、教育の普及といふことがその目的であつた。從つて學區の制定、校舍の設立經營等の實現に急であつて、各教科目等の細案の吟味にまでは及び難かつたと見るべきである。當時の文部卿は大木喬任氏であつて、學制は佛國の學制を模したことは明かであり、米人大闢慕來(參五)(Dabid Murray 1830—1905)を學監に聘してその指導を仰いだ。

そしてその普及を期した教課目は（學則明治五壬申年八月二日太政官第二一四號第二十七章參照）

一、綴字讀並盤上習字　二、習字字形ヲ主トス　三、單語讀　四、會話讀　五、讀本解意　六、修身解意　七、書牘解意兼盤上習字
八、文法解意　九、算術九々數位加減乘除但シ洋法ヲ用フ　一〇、養生法　一一、地學大意　一二、理學大意　一三、體術
一四、唱歌當分之ヲ缺ク

等であつた。

此處に見らるるものは、第一に十四課目中七課目までが國語關係のものであつたことで、當時如何にこの課に力點を置いたかが判る。第二に國語を分つて綴字・習字・單語・會話・讀本・書牘・文法の七分科としたことで、これは全く日本人が英語などを學習する際の學習態度をそのまま國語教育の分科としたことである。從つて國語教育の具體化せる方法としては、「教師は文章を盤上に書して教へ、前日教へた文章は一人の生徒をして他生の見えないやう盤上に記させ、他生は各石盤に記させて文字を覺えさせ、訓讀を高誦させ、學ぶ所は暗記せしめる」(小學教則明治五壬申年九月八日文部省番外第二章參照）等の方法を取つたのである。換言すれば維新前後の國語教育の精神たる素讀或は句讀（中小學規則明治三庚午年三月第百六十四參照）等の方法たる意味を教へずして、先づ素讀を教へ不知不識の間に國語を傳承するといふやうな手段を棄てて、外國語を學習する際の方法たる分析的方法を大膽にもそのままにあてはめて教科とし、さうすることに依つて國語を明確に把握することが出來るであらうといふ期待をいだいたのである。そしてその教授法は注入主義を取つた。明治九年發行の「彼日氏教授新論」(參六)に次のやうに記してゐる。

注下ノ方法トハ教師ノ當然授クベキ課業ヲ講明詳説スルヲ謂フナリ。蓋シモト兒童ノ成達ヲ欲シ、能ク時限ヲ刻シテ其課ヲ成就セシメンコトヲ務ムル所ニシテ、譬ヘバ賣菓師ガ自ラ糖菓一籃ヲ手ニシ、兒童ニ遇ヘバ之ヲ食ハシメ、其胃腑ニ害アルト害

ナキトノ察セズ、假令敗業ナリトモ兒童一回之ヲ口ニ容ル丶トキハ必ラズ食了セザルヲ得ザラシムルガ如シ。…中略… 此ノ方法ニ偏シテ兒童ノ爲メニ妄ニ講説ヲ事トシ遂ニ怜弱疎懶ニ陷ラシムルモノ尠シトセズ。冀クハ教師タルモノ此方法ヲ匆々ニ施スコトナク最モ能ク研磨考究センコトヲ。(後日氏教授論 百―百三頁)

急進的な新政府は、一方かくの如き極端なる外國模倣をのみ國語學習態度に於てつとめつゝある間に、他方國語の表現文字の繁雜困難なることが我が國文化の發達の障害をなして居ることに氣がついた。その原因を探究した結果、一にこれ國語が漢字に禍されてゐる結果となし、以前からの國字改良論(參七)と國字變革論とが新興勢力として擡頭してきた。その當時、國字改良論には前島密氏が居り、彼は彼の所管とする遞信事業に於いて「郵便はがき」「郵便切手」等の新造語を制定使用した。然るにこれをも手緩しとする國字變革論者はローマ字、甚しきは英語を以て國字となさんとした。ローマ字論者には南部義籌・久保田譲の兩氏が居り、英語採用論者には當時(明治五年頃)米國に在留してゐた大辨務使森有禮氏があつた。森有禮氏は當時米國にあつて、その輝く文化の偉大さと遲れたる我が文化の貧弱さとを比較して、その原因を我が言語文字が複雜で、しかも不規則であるに依るとなし、永き傳統のわが國語を捨てて彼の英語を採らうとして、北米大學教授ホイトニー氏 W. Whitney (1827―94) 等にその意見を求めた。然るに同氏等は日本語の變更は國内に少數の學者と多數の無學者とを生じ、結局その國家は崩壞すべきことを豫言してその不可なる所以を説いたので遂に流石の森氏もこれを思ひ止まつた。然しローマ字論の一部分は文部省の採用する所となり、明治九年六月にはローマ字掛圖七枚(羅馬小字圖一枚、羅馬頭字圖一枚、書寫小字圖一枚、書寫頭字圖一枚、西字成音圖二枚、西字濁音並次淸音圖一枚)を發行し、使用せしめた。

その中に政府は學制の他の部分の條規、即ち學區、校舍の設置、教育費の支出等の條規が各地方の特殊性に副はざるの結果を生じて輿論の反感を買ひ、他方經濟界には地租改正に反對せる農民一揆起り、政界には明治新政府に不滿の徒の内亂が勃發して、漸く多事多端となり、此處に外國制度の忠實なる模倣の手をゆるめざるを得ざる狀態となつた。かくて第一期前期の國語教育はやがて來れる學制の改正と共にその實踐形態を變へざるを得ざる狀態になつた。

教育令期　第一期の中期に至り文部大輔に新任した田中不二麿氏は、學制の餘りに外國の模倣に忠實にして且つ峻嚴であつた結果の失敗を認め、加之、氏は當時米國の教育視察を終へて歸朝した直後であり而も米國崇拜の人であつたので、凡て米國の如く自由にすべきであるとして此處に明治十二年教育令（明治十二年九月二十九日太政官布告第四十號）の發布となつた。然し乍ら教育令は學制が干渉的であつたのに比して非干渉的な趣旨の四十七ケ條にすぎざるものであり、從つて我が國語教育の指導精神にまで影響を持たざる中に地方の學事解頽退歩を招きたりとの非難を受けて、田中不二麿氏は文部を去り、河野敏鎌氏が文部卿となるに及び、更に之を改め翌明治十三年十二月改正教育令（明治十三年十二月二十八日太政官布告第五十九號）となり、明治十四年には教則綱領（明治十四年五月四日文部省達、第十二號）が制定せられ、此處に模倣を主とする國語教育が、我が國語に食ひ入り初めたかの觀がある。

この期に於て、國語の理解は單語の理解より句意の理解に、句の變化の妙味の理解へと進んで來た。そして又教材も「文體は雅馴にして學術上の益ある記事」を採用し、作文も「近易の庶物に就て其の性質等を解せしめ、之を題と」するやうになり、當時の社會生活のうちにある庶物の表現を國語の對象とする端緒は開かれたのである。更に作文には

口上書類、日用書類等を作らしめて何時にても社會の必要に應ずる教育をなし、小學中學科に於いては舊時代の文化繼承者の相當多數の意向を顧慮して漢文讀本を教授した。此處にわれわれは當時の教育を基礎づけるために輸入され翻譯された(參八)スペンサー H. Spencer (1820—1903) や、(參九)ベイン A. Bain (1818—1903) の實利主義の影響を見ることが出來る。

之に答へた教授法はスペンサーの學統をくんだジョホノットの開發主義であつて、明治十七年有賀長雄氏に依つて(參一〇)「如氏教育學」として紹介せられ、一世を風靡した。彼は讀方綴字については次の如く言つて居る。

讀方　句節ヲ誦讀スルノ法ハ、其全體ヲ以テ一個ノ者トスルニ在リ、生徒其内ノ言詞ヲ別々ニ誦唱スル恰モ皆相連續セザルモノノ如クナルヲ許容スベカラズ。一切ノ初歩讀方課ニ於テハ、必ズ生徒ヲシテ思想ヲ口ニ說クノ前ニ十分ニ心ニ解セシムベシ。彼等ヲシテ其未ダ理會スル能ハザル所ノ者ヲ修讀セシム可カラズ。又其書物ニ依テ思想ヲ開示口說スルノ作法ヲシテ恰モ談話ノ際ニ自然ニ口說スルガ如クニセシム可キナリ。此簡單ナル忠告ヲ容ル、トキハ、擧シテ夫ノ假作的ナル學校誦讀方ノ根枝ヲ斷滅シ、煩勞ナル機械的ノ演習ヲ變ジテ以テ好味アリ明解アラシムルコトヲ得ベシ。(如氏教育學　下卷　三九四頁)

綴字　綴字ノ方ヲ教授スル事ニ關シテハ舊來ノ法ヲ殆ド全ク改革セザル可カラズ。生徒新奇ノ言詞ヲ學ブ毎ニ必ズ之ヲ石盤ニ書寫セシム可シ。當初ハ印刷字(楷書)ヲ用テ書寫セシム可シ。蓋シ字母ノ形狀ニ通スルコト一層俊速ナラシメンガ爲メナリ。然レドモ漸次之ニ代フルニ筆書字(草書)ヲ以テシ、第一年ノ終ニ至ルニ及テハ全ク筆書字ノミヲ使用スルニ至ラシムルヲ得策トス。斯ク日課ヲ書物及ビ掛圖ヨリ書寫スル事ヲ以テ日々ノ演習トスル少ナクトモ三年ニ涉ルベシ、但シ必シモ悉皆ノ日課ヲ書寫セシメンコト要用ニ非ズ。第一年ノ終ニ至ルノ前ニ生徒ヲシテ物體ノ名狀ヲ書寫セシムル事ニ着手シ、先ヅ一個ノ物ヲ說

クニ起リテ漸次複雜ニ進ミ終ニ完全ナル名狀ニ達スベシ。今此法ヲ取ルトキハ、他ノ學科ヲ研究スルノ際ニ、偶然綴字並ニ筆法ヲ修習セシムルコトヲ得ベシ。此第ニ出ヅルトキハ、生徒決シテ推量ヲ以テ綴字セズ、眼前ニ書寫シ或ハ印行シアル文字ヲ見ズシテ口頭ニテ綴字セズ。綴字不正ナル言詞ヲ見聞セズ、苟モ既ニ自ラ知ル所ノ各言詞ハ正當ニ綴字スルニ至ルベシ。其未ダ知ラザル所ノ言詞ハ、既ニ之ヲ見タルノ後ニ非ザレバ敢テ綴ラントセズ、是ニ於テカ常ニ綴字ヲ正當ニスルノ習慣ヲ生ズベキナリ。（如氏教育學　下卷　三九四頁）

そしてこの國語教育を基礎づけてゐる當時の教育觀は次の如く全く實利主義であつた。

教育ノ定義　教育卽チ「エヂュケーション」ト云フ名目ハ元ト羅甸語ノ「エヂュカレ」ニ出ヅ、是レ（ソダテル又ハヤシナフルノ義也）倚テ其「エヂュカレ」ノ源ハ「エヂュセレ」ニ出デ、是レ（ミチビキイダス又ハヒキイダスノ義也）。是レ此語ノ直譯ナリトイヘドモ、未ダ以テ此名目ニ附着スル意義ヲ十分表示スルニハ足ラザル者タリ。卽チ今日トナリテハ、只ダヒキイダスノ意義アルノミナラズ、又生ヲ人類ニ得タル者ノ發育ニ欠ノベカラザル要具及ビ効力物ノ諸種ヲモ其中ニ包括スル也。（如氏教育學　上卷　三頁）

教育ノ目的　由之觀レ之教育ノ目的ハ人類ノ順當ニ成長スルヲ助ケ、其衆能力ノ發育ヲシテ紀綱アリ、均齊アラシメ、以テ人ヲシテ思想及ビ行爲ノ間ニ最大ノ力量ヲ具ヘシメン事ヲ計ルニ在ルヤ明白ナリ。又此等ノ能力ヲ教練シテ其作發ノ上ニ調和アラシメ以テ何レノ點ニ於テモ分毫モ精力ヲ徒費スル無カラシメン事ヲ計ルべキ也。（如氏教育學　上卷　六頁）

斯くの如くにして世は滔々として實利主義に流れ、國語教育としては國語が生活表現の方向を辿り初めたのは一大變化と云はねばならない。これに伴ひ實利主義の美點に幻惑された精神は歐米崇拜の精神となり、祖國を忘れ、凡て

を棄ててひたすら外國文化へとあこがれ、更に一方留學生は歸朝するや盛に英國流の自由放任主義を唱へた。この歐米崇拜の精神の勃興するにつれ「祖國を忘れるな、祖國の精神を保存せよ」と云ふ國粹論者が現はれたのは當然と云はねばならない。此處に於て明治十四年六月文部卿福岡孝弟氏は小學校教員心得（明治十四年六月十八日文部省、達、第十九號）を發して、我國固有の美風の發揮をすゝめた。

斯くする中に自由主義は政界を動かし、板垣退助は「自由黨」を結び、その他立憲自由政體の要求も現はれたが、我が國語教育上には大なる變化もなく、專ら生活と國語との結合の一路を辿つて行つた。明治十八年に到つて教育令は再び改正せられたが、その理由は當時年を逐つて物價低落し、金融逼迫し民間が極度に疲弊したので、地方費を減少し、民力を休養せしめんとしたに外ならぬ。そして改正せられて殆んど實施に至らぬ中に小學校令の發布となつた。

小學校令期

森有禮氏が明治十八年十二月二十日文部大臣（この時より文部省の官制變る）に就任した時より革新時代の後期が初つたといつてよい。翌十九年小學校令（明治十九年四月九日勅令第十四號）が發布せられ、續いて小學校の學科及その程度（明治十九年五月二十五日文部省令第十八號）が公布せられた。

この法令の指導精神は最も實利主義に徹底し、國語科は讀書・作文・習字の三科に（小學校全科目十六）統一せられ、假名と漢字交り文とに限り、多年拔かんとして拔くことの出來なかつた漢文が國語教育の教材より取除かれてしまつた。更に新なる施設としては、文部省内に編輯局を設け、讀書入門（明治十九年本）、尋常小學讀本（明治二十年本）を出版して教材の統一を圖つたことである。この「讀書入門」は明治七年發行の「讀書入門」を採長補短し、所謂ワードメソ

ツド Word method に依つたもので、讀本として標準型が確定したといつてよろしい。この標準的國語讀本の出現と時を同じくして、ジョホノット(參一一)等原著、高木怡莊譯述の「明治十九年改正教授術」が發行せられ、此處に第一期の注入主義の問答法は定型を見出したかの觀がある。改正教授術には次の如く方法を示してゐる。

教授ノ順序方法

第一歩 ニ於テハ平假名及ビ片假名ノ單語ヲ授ケ次ギニ濁音及ビ次清音ノ單語並ニ八行ノ音便、入音、拗音、鼻音、字音等ノ單語ヨリ連語短句ニ及ボシ總ベテ假名ノ文字ヲ教フ。

第二歩 ニ於テハ先ヅ簡單ナル假名ノ短句ニ初メ漸次短文ヲ授クルヲ目的トシ初メニハ假名ノ短句中ニ於テ少許ノ漢字ヲ塡充セシメ漸ク進ミテ漢字交リノ短句短文ヲ授ク但シ漢字ハ日用適切ノモノニシテ可成少畫ノモノヨリ逐次多畫ノモノニ及ボスモノナリ。

第三歩 ニ於テハ簡易ナル漢字交リノ文章ヨリ稍難キモノニ及ビ間ニ唱歌ノ文ヲ授ケ又日用普通ノ文章ヲ教フ

第四歩 ニ於テハ漢字交リノ文章ニシテ文體モ亦自ラ難キモノヲ授ケ日常普通ノ文章ヲ教フルモノナリ(明治十九年改正教授術 卷四上 七枚目)

教授法 第一例 めノ字ヲ教フル例

I 目的 めノ字ノ形ト音トヲ授ケ且ツ目ナル物名ヲ代表スルコトヲ教フ。

II 方法

教 (目ヲ指シテ問フ)此ハ何ナリヤ。

生 目ナリ(級決 教可決)

教　目ハ何ノ用ヲナスモノナリヤ。

生　事物ヲ見ルノ用ヲナスモノナリ（級決教可決）

教　誰カ此名ヲ文字ニテ記シ得ルヤ。

生　知ラズ。

教　めトハ此ノ如ク記スナリ（めト黒板ニ記シ之ヲ誦セシム）（牌子ヲ用フルモ可ナリ）

（教師ノ注意）各唱ノ際未ダ十分ニ覺エザル者ニハ數回唱ヘシメ又發音ノ正シカラザルモノニハ正音ノモノニ倣ハシムベシ。

生　讀ム　各唱　一齊唱

（以下之ニ倣フ）

教　（前ノめノ字ノ傍ニ小字ヲ書シ）此ハ如何。

生　形ノ小ナルノミニシテ互ニ異ナル所ナシ（級決教可決）

教　（又傍ニ大字ヲ書シ）此ニテ如何

生　形ノ大ナルノミニテ唱ヘ方異ナルコトナシ（級決教可決）

教　文字ハ形同ジケレバソノ唱ヘ方ハ凡テ同ジキモノナリ尙ホ宜ク之ヲ讀メ。

生　讀ム　各唱　一齊唱

教　（各生ヲシテ石盤ヲ出サシメ）之ヲ各生ノ石盤ニ書スベシ。

（注意）字形正シカラザルトキハ更ニ改書スベシ。

生　言ノ如クス。

教　(黒板ニめノ字ヲ書シテ云フ)各生ノ石盤ニ書シタル文字ト對照セヨ合ヒタルモノハ擧手スベシ。

生　言ノ如クス。

(注意)机間ヲ巡視シ誤リアラバ之ヲ正サシメ若シ誤ルモノ多キトキハ尚ホ之ヲ習ハシムベシ。

教　今各生ノ書セシハ何ノ字ナリヤ。

生　めノ字ナリ(衆決 否可決)

教　ソレハ何ノ名ナリヤ其實物ヲ指シテ答ヘヨ。

生　(目ヲ指シテ云フ)是ノ名ナリ(衆決 否可決)

教　(いろはノ掛圖ヲ掛ケテ云フ)此中ニ今習ヒタル字ヲ見ルヤ。

生　見タリ。

教　誰カ来リテ之ヲ指セ。

生　言ノ如クス。

右ノ教授ヲ了リテ時間ニ餘リアルトキハ各生ニ命ジテめノ字ヲ石盤ニ書セシメ數回之ヲ温習セシムベシ(明治十九年改正教授術　巻四上　十一枚目以後)

教授法　第二例

I 目的　山　川　木　水

II 大綱　山川木水ノ字形ト訓トヲ授ク。

III 順序方法

やまにはきあり。かはのみづはながるト云フ文アリ下ニ山水ノ畫アルモノニ就キテ授ク。

教　生徒ヲシテ書籍ヲ開カシメ今學バントスル處ニハ如何ナル畫アリヤ。

生　山ノ下ニ川アリ（級決 教可決）

教　如何ナルモノヲ山ト云フカ。

生　山トハ地ノタカマリタルモノナリ（級決 教可決）

教　山ニ植ヘアルモノハナニナリヤ。

生　木ナリ（級決 教可決）

教　如何ナルモノヲ川ト云フカ。

生　水ノ流ルヽモノヲ川ト云フ（級決 教可決）

教　山ニ木アリト平假名ニテ書シ得ルモノハ來リ書セ。

生　來リ書ス（級決 教可決 各唱）

教　（やまにきありト改書シ）山ト云フ字ヲ知ルモノハ來リ書セ。

生　知ラズ。

やまノ左傍ニ山ト書シ之ヲ讀マシム。

生　讀ム　各唱　一齊唱

教　石盤ヲ出サシメ山ト云フ字ヲ習ハシム。

（注意）机間ヲ巡視シ字形ヲ正シ暫時之ヲ習ハシム。

敎　木ノ字ヲ知ルモノハ來リ書セ(知ラザレバ敎フ)
生　一生來リ書ス(級敎可決)
敎　之ヲきノ字ノ左傍ニ書シ又讀マシム。
生　讀ム　各唱　一齊唱
敎　山ト云フ字ト同ジク之ヲ習ハシム。
敎　川ノ水ハ流ルト書シ得ルモノハ來リ書セ。
かはのみづはながるト書ス(級敎可決)
敎　之ヲ改書シ讀マシム。
生　讀ム　各唱　一齊唱
敎　川ト云フ字ヲ知ルモノハ來リ書セ。
生　知ラズ。
敎　水ト云フ字ハ如何。
生　知ラズ。
敎　かはノみづノ左傍ニ川ト水ト書シ之ヲ讀マシム。
生　讀ム　各唱　一齊唱
敎　山に木あり川の水はながるト初メノ假名ヲ拭ヒテ漢字ニ改メ又之ヲ讀マシム。
生　讀ム　各唱　一齊唱

教　各自ノ石盤ニ於テ漢字ヲ習ハシメ手帳ニ寫サシム。

右ノ例ニ依リテ漢字ノ畫ノ少ナキモノ且ツ日常用フル所ノモノヨリ初メ漸次ニ字畫ノ多キモノニ及ブベシ（明治十九年改正教授術　卷四上　三十四枚目以後）

尚この明治十九年小學校令制定の主なる動機は當時小學校の經營困難に陷り、小學校經營費用を主として授業料に依らしめんとしたことにあることを忘れてはならない。斯くの如き時潮の推移の間にあつて、歐化的急進思想と保守的反動思想は益々險惡な對立を示して來て、一般國民は適從する所に迷つた。此處に明治二十三年の教育勅語の煥發となつたことは人のよく知る所である。

さて、小學校の經營と學區の規定は種々の問題を產み、更に市町村制の制定の趣旨にも關聯して、再び明治二十三年に至つて小學校令（江木千之氏文部參事官として、主として立案す）を改正し、(參二〇)明治二十四年には教則大綱（明治二十四年十一月十七日文部省令第十一號）を公布して此處に制度上より歐洲諸國の模倣より脫却し、眞に我が國內の實情に適したる制度を案出した。然しながら國語教育の指導精神に到つては、明治十九年の小學校令の趣旨より一歩も出てゐない。此處に於いて國語教育の教課目は讀書・作文・習字の三分科となり國民生活の中に生き初めたのである。

なほ、明治二十五年今泉祐善氏の(參二三)「讀書作文教授法」は全くこの「明治十九年改正教授術」を踏襲した教授術を取つてゐる。試みに一例を示せば次の通りである

「カキ」の二字を教授する法

柿ノ實物若シクハ繪畫ヲ生徒ニ示シテ種々ナル問答ヲナシ、柿ノ觀念ヲ與ヘ、且ツ「カキ」ナル發音ヲ正シ、其名稱ヲ知ラシ

メ、然ル後其文字ノ讀ミ方或ハ書キ方ヲ學バン事ヲ希望スルノ念ヲ起サシメテ教授スルヲ良シトス。

教 (柿ヲ採リテ若クハ柿ノ畫ヲ指シテ)
是ハ何ナリヤ。

生 カキナリ。

教 カキナリト思フモノ擧手セヨ。

生 擧手ス。

教 然リ柿ナリ。

教 柿ハ如何ナル味ヲ有スルヤ。

生 甘シ。

教 然リト思フモノ擧手セヨ。

生 擧手ス。

教 柿ノナル木ヲ知ルモノアリヤ。

生 大ナル木ノ圓キ葉ノ木ニナルナリ。

教 之ヲ何ト稱スルヤ。

生 「カキ」ノ木ト稱ス。

教 然リ柿ハ何時頃熟スルモノナルヤ。

生 秋ナリ(知ラザレバ教ユ)

教　ソレデ宜シキモノ擧手セヨ。
生　擧手ス。
教　然リ。
教　今ヨリ「カキ」ト云フ文字ヲ教ユベシ先ヅ「カ」ノ字ヲ知レルモノアリヤ。
一生　擧手ス。
教　書キ得ルヤ若シ書キ得ルナラバ黑板ニ書スベシ。
生　「カ」ト書ス。
若シ生徒知ラザルトキハ、教師自ラ「カ」ト大キク黑板ニ書スベシ。又生徒ノ知レルトキハ右ノ如ク書カシメテ、文字ノ書キ方、筆法、大小、位置等宜シカラザルトキハ教師之ヲ書キ直シテ、大キク相當ノ位置ニ書スベシ。
教　此文字ヲ讀ミ得ルモノハ擧手セヨ。
二三生　擧手ス。
教　甲生之ヲ讀ムベシ。
甲　之ヲ讀ム。
教　乙生之ヲ讀ムベシ。
乙　之ヲ讀ム。
此ノ如クシテ順次四五人ノ生徒ヲシテ讀マシメ其ノ發音ヲ正シ、教師モ亦再三之ヲ讀ミ聞カスベシ。而シテ次第ニ下位ニ及ビ全生徒ヲシテ一回ヅヽ讀マシメ、尙發音ノ不充分ナル生徒ニハ再三之ヲ讀マシメ、且ツ發聲ノ微弱ナルモノハ高音ヲ發セ

シムル様注意スベシ。殊ニ女生徒ニハ最モ後音ノ者多ケレバ成ルベク高聲ニ讀マシムベシ。此ノ如クシテ最早全生徒一通リ讀ミ得ザル者ナキニ至レバ「キ」ヲ教フベシ。

敎 「キ」ト書キ得ルモノアリヤ。

生 擧手ス。

敎 汝書スベシ。

一生 黒板ニ書ス。

敎 是ニテ可ナルヤ。

衆生 擧手ス。

敎 然ラバ之ヲ大キク書スベシ（トニコテ之ヲ黒板ニ書キ直ス）

敎 讀ミ得ルモノ擧手セヨ。

甲乙生 擧手ス。

敎 甲生讀ムベシ。

甲 讀ム。

敎 乙生讀ムベシ。

乙 讀ム。

此間同ジク發音ニ注意スベシ。順次此ノ如クシテ全生徒ヲシテ之ヲ讀マシメ、然ル後「カキ」ト書シテ讀マシムルナリ。

敎 汝等已ニ「カ」ノ字ト「キ」ノ字トヲ書シ或ハ讀ム事ヲマナベリ。故ニ之ヲ連ネテ讀ミ得ルヤ。讀ミ得ルモノハ擧手セヨ。

生　擧手ス。

敎　之ヲ讀ムベシ。

生　讀ム。

此ノ如クシテ充分ニ「カキ」ヲ讀ミ得ルニ至リテ止ムナリ。（今泉祐善氏　讀書作文敎授法　七一―七三頁）

かくの如く教科目が三分科として規定せられ、教授法が問答式注入主義に固定して來ると共に教授法に於てはそれを破らんとする稍々自律的な動向が萌して來た。それは注入主義・開發主義等の問答からその問答をして教室内に明瞭に段階的に合理的に展開せしめんとする要求である。幾多の教育學・教授法が飜譯せらるゝ中に、明治二十一年に至つてリンドネル G. A. Lindner (1828―1887) の教授法が有賀長雄氏に依つて、（參一四）「麟氏教授學」と名づけて飜譯せられた。それには五つの教順を指示してゐる。然しながら舊時代の餘勢は侮り難いもので明治二十五年になつて出た今泉祐善氏の「讀書作文教授法」は既述の如く全く問答法である。此處に第一期後期の時潮の繼續を見るのである。そしてそれ以後明治三十年頃に至るまで國語教育史上の有力なる資料が見當らぬので、明治三十二年頃までを第一期の後期の連續と推定するのである。

要するに第一期は、全く革新の時代で、學制發布に初まり小學校令の制定及び改正で一段落をつけた。この時に於て我が國語教育の制度はその體制をなし、國語教育そのものの指導精神も漸く安定の域に近づき朝變暮改の憂なき域に達したといはねばならない。そしてその指導精神の中心は國語をわれわれの生活圏の中に取り入れて國語を以てわ

れわれの周圍にある對象を表現することを國語教育とするといふ點にある。そしてその指導精神の下に執られた教授法は語句の智識を注入することを主とする問答法であつた。當時教授法はその指導書としてページ、ホルフルーク、ジョホノツト、リンドネル、カルケルウード、デガルモ、ヒユー、コムペーレ等の著述が盛に飜譯せられてゐることを以てしても推察出來るのである。この中特に讀まれたのはスペンサーの系統を引くジョホノツトであつて、明治十七年發行の有賀長雄氏譯「如氏教育學」だけでも三萬部を賣り悉したと傳へられてゐる。

第二期　模寫時代

――明治二十一年頃より大正十二年頃まで――

第一期を制度改新の線に添うて國語教育が進行して來た時代と言ひ得るなら、第二期は歐米教育學說に模して來た時代と言ふべきであらう。從つて第一期の國語教育の對象は國語に包含する意味を記憶せしめて、之を日常生活に誤りなく應用せしめ、延いては後世子孫に傳承せしめることに期待を持つて、その教育の制度とその方法を求めてゐた時代であり、第二期はその制度に安定を見、その方法に於て依るべき學說を見出して、その學說を模寫することを努めた時代である。それに依つて第二期を見渡す時に次の如く分ち、

前期　分段教育期　（明治二一――明治四五）

中期　人格教育期　（明治四四――大正六）

後期　自由教育期　（大正五――大正一二）

として論述することを適當と考へる。

分段教育期

分段教授は云ふまでもなく、ヘルバルトの教育學に根據を持つ。そしてヘルバルト學の輸入は遠く明治二十年、獨逸の教育學者ハウスクネヒト氏が東京帝國大學講師としてヘルバルト主義の教育學を講義したのに始まる。所へ、明治二十一年に至り、有賀長雄氏はヘルバルトの學統を引くリンドネルの教授學を譯し、先づ之を教育の實際家に贈つて影響を與へ初めた。それ故に明治二十一年以降を第二期とする。リンドネルの教授學には次の如き五段階を指示してゐる。

夫レ教師ハ萬般ノ教材ヲ擧ゲテ一時ニ生徒ニ提示スルコトヲ得ズ、是ヲ以テ教授ノ作用ハ教材ヲ時順ニ應ズル一定ノ順序ニ排列スルノ體裁ニ出デザルヲ得ザルヤ明白ナリ。教材ヲ時順ニ應ズル一定ノ順序ニ排列シタル者ヲ教順ト謂フ。

各授業時間(即チ日課)ハ豫メ定ムル所ノ教授ノ目的ニ對スル方法上ノ統一ヲ畫スベキ者ナリ。此ノ目的ニ對シテ進ムニ於テ左ノ五程度ノ區別ス可キアリ。

(一)準備　即チ生徒ガ既ニ知ル所ニ聯絡セシムルノ用意。

(二)新物ノ提出　即チ始メノ生徒ヲシテ知ラシメント欲スル所ノ者ヲ提出スル事。

(三)新物ノ結合　即チ反覆及ビ演習ニ依ツテ曉知ニ至ラシメンガ爲ニ此ノ新物ヲシテ既ニ生徒ノ思念ノ範圍ニ存在スル總念ノ叢會ト結合セシムル事。

(四)總括　即チ提出シタル所ノ數多ノ單獨ナル場合ノ中ヨリ一般ノ結果ヲ抽出シ、言語ヲ以テ之ヲ定述スル事。

（五）括用　即チ生活ノ實地ニ於テ起ル所ノ例及ビ場合ニ應用シテ以テ既ニ學ビタル所ヲ自由ニ括用スルノ道ヲ知ラシムル事。蓋シ教順ハ之ヲ如何ニスルモ其關係少ナシト言フヲ去ルコト甚ダ遠キ者タリ。何トナレバ生徒ガ善ク知識ヲ轉ジテ以テ其ノ意識ノ一部分ト爲スコトヲ得ルト否トハ如何ナル順序ニ於テ之ヲ生徒ニ供給スルヤニ依ル所甚ダ多ケレバナリ。（麟氏教授學　下卷　一五一頁）

以來、ヘルバルトの教育學は我が國の教育界を風靡して、それに關する著書[參一五]は續々と發行せられた。然しハウスクネヒトの門下にてその學を最もよく祖述したのは谷本富氏[參一六]であつた。ヘルバルトに依れば教育學の目的は倫理學でその目的を達せしめる手段は心理學である。從つて國語教育も教育である以上、その目的は倫理學にあつて、その主要德目は誠實、完全、好意、貸法、報償を眼ざすものでなくてはならない。そしてその目的に達せしめるには心理學上五段階（即ち豫備、提示、比較、總括、應用）又は三段階（豫備、教授、整理）を經ることを最も合理的の手段とした。國語教育者は此處に於て今迄國語の規定原理を如何に敎へ込むかについて迷つてゐたものが一時にその合理的な方法を與へられたかの觀があつた。そしてこれは從來の國語教育その他が智識偏重の結果、世擧つて實利主義に奔つた後に起つた嵐の如き國粹主義や德育主義とも步調を合せ、その展開はすばらしいものがあつた。當時の國語教授法や各科教授法は皆この形式をとつてゐる。先づ横山榮次氏[參一七]の「各科教授法」についてその形式を見よう。

假名ノ教授例

本教授例ハ育英舍編述新撰小學讀本卷之一ニ載セタル順序ニ依リ、畧ニ關スル兒童既育ノ觀念ヲ分解シテ新ニ「ミ」ノ字ヲ教フルモノトス。「ス」ノ字ハ既ニ授ケタルヲ以テ茲ニ其ノ記憶ヲ鞏固ニシ且ツ應用ノ道ヲ知ラシムルモノナリ。

第一段　豫備

敎　(墨ヲ示シ)是ハ何ナルカ。

生　墨ナリ。

敎　然リ　乙生之ヲ云ヘ　丙生之ヲ云ヘ。

(五六ノ生徒ヲシテ之ヲ云ハシメ發音ノ正シカラザルモノハ之ヲ改メシム。)

敎　墨ノ色ハ如何(生答略ス)

其ノ形ハ如何。

如何ナルコトニ用フベキナル乎。

今日ハ此「スミ」ナル假名ニツキテ敎フベシ。

第二段　提示

敎　(「スミ」ト板上ニ書シ共「ス」ノ字ヲ指シテ)是ハ何ト讀ムベキ字ナルカ。

(「ミ」ノ字ヲ指シ)是ハ「ミ」ト讀ム字ナリ。續ケテ云ヘバ「スミ」トナル　甲生之ヲ云ヘ　乙生之ヲ云ヘ。

(多クノ兒童ニ發音セシム)

今度ハ「ミ」ノ字ノミヲ云ヘ。

(右終リテ「ミ」ノ字ノ書キ方ヲ敎ヘ、石板ヲ出シテ之ヲ書カシム、「ミ」ノ字ヲ書カシメタル後「スミ」ト續ケテ書カシム)

第三段　應用

敎　「スミ」ヲ倒マニ書ケバ何トナルカ。

「ミス」(簾)トハ如何ナルモノカ。

「ミ」ノ字ノツキタル物名ヲ擧ゲヨ「ミヽ」「ミセモノ」「ミセ」「ミヅ」「カミ」等。

汝等ノ姓名ニテ「ミ」ノ字ノツキタルハ誰ナルカ。

讀本ノ教授例

本教授例ハ新撰小學讀本卷八第二十一課ノ一部ヲ採リタルモノナリ。此文章中ニ包含スル實質即チ雞ニ關シテハ兒童ガ家庭ニ於テ知得シ居ルモノト假定シテ立案シタルモノナリ。其本文ハ左ノ如シ。雞ノ種類ハ甚ダ多ケレドモ皆一目シテ其雌雄ヲ區別シ得ベシ。雄雞ハ其體大ナルノミナラズ其頭ニハ大ナル冠ヲイタダキ、且ツ尾ハ雌雞ニ比スレバ遙ニ長シトス。

第一段　豫備

教　(雞ト板書シテ其ノ讀方ヲ教ヘ)今日ハ第二十一課雞ノ處ヲ授クベシ。
汝等雞ヲ見タルコトアラン。雄雞ト雌雞トハ如何ナル差異アルカ。

生　雄雞ハ大キク雌雞ハ小ナリ。

教　其他ニ異ナル所ナキカ。

生　雄雞ノ頭ニハ冠アレド雌雞ノ冠ハ小ナリ。

教　前ヨリ云ヒタルコトヲ纏メテ云ヘ。

生　雄雞ハ雌雞ヨリモ大キク其頭ニモ雌雞ヨリ大ナル冠ヲイタダキ又尾モ雌ヨリ長シ。

第二段

一、摘書　種類　一目　雌雄　冠
極　第　比　代

(右ノ文字ニ就キテ讀方及意義ヲ教フ)

二、讀方(「雛ノ種類云々」ヨリ「長シトス」マデ教師先ヅ範讀ヲ示シ然ル後各生徒ヲシテ之ヲ讀マシム。

三、意義

教　今讀ミタル所ニ就キテ講義ヲ授クベシ。

(講義)雛ニハサマサマノ種類ガアルケレドモ、ドレデモ、一ト目見レバ其雌雛デアルカ雄雛デアルカヲ見分ケルコトガ出來ルモノデアリマス。

雄雛ハ雌雛ニ比ベルト其體ノ大キイバカリデハナク、其頭ニハ雌ヨリモ大イナル冠ヲイタダイテ居リマスシ、又尾モ雌雛ニ比レバズツト長イモノデアリマス。

教　今ノ講義ニテ雛ニハサマザマノ種類アリト云ヘリ、汝等ノ知レルモノヲ擧ゲヨ。

生　(答略ス)

教　雛ノ冠ハ如何ナル形ヲナシ居ルカ、又如何ナル色ナルカ。

生　(答略ス)

(右終リテ各生徒ニ講義セシム)

四、熟讀

(二三ノ生徒ヲシテ之ヲ讀マシメ讀振ノ惡シキ所ハ此際之ヲ正ス)

第三段　應用

左ノ文章ヲ黒板上ニ書シテ其讀方及意義ヲ云ハシム。

白犬ト黒犬トハ一目シテ區別シ得ベシ。
雄雞ハ其頭ニウツクシキ冠ヲイタダクモノナリ。
オトナハ子供ヨリモ其體大ニシテ且ツ長シ。

然し乍ら、一方第一期の指導精神たる法規に率ゐられて行つた方向の展開のあとを見逃してはならない。

第一期の後期たる明治二十三年に改正せられたる小學校令及び明治二十四年に制定せられたる小學校教則大綱によく國語教育を指導して行つたが、明治三十三年（明治三十三年八月二十日勅令第三百四十四號）に至つて小學校令に三たび一大變革を加へざるを得ざるに至つた。國語教育に關しては、小學校施行規則（明治三十三年八月二十一日文部省令第十四號）に依つて、從來讀書科・作文科・習字科と各獨立して課目の中に規定せられてゐたものが、此處には國語科の名稱によつて統一せられ、その中に讀方・綴方・書方・話方等を部分として統合したのである。そして更に小學校にて教ふべき漢字を一千二百字内外に限定し、字音假名遣を改めて發音假名遣とするに及んで、國語教育の學的要求から主張するといふよりも法規に指導誘掖せられて、國語を單なる意味の符號となし、國語を簡單化することによつて國民文化の增進に資せんとする指導精神を次の如く明かにした。そしてこれに依つて、制度の完成を見、以後の少部分の改正はあつたが、大體に於いて變ることなく現在に及んで居る。當時を率ゐて立つた小學校施行規則は次の如く規定してゐる。

第三條　國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼ネテ知德ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス。

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及近易ナル普通文

ニ及ボシ又言語ヲ練習セシムベシ。

高等小學校ニ於テハ稍〻進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムベシ、讀ミ方・書キ方・綴リ方ハ各〻其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯絡セシメンコトヲ要ス讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身・歴史・地理・理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取リ趣味ニ富ムモノタルベシ。

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フベシ。

文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス。

書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ楷書行書ノ一種若シクハ二種トス。

國語ヲ授クル際ニハ常ニ其ノ意義ヲ明瞭ニシ且既修ノ文字ヲ以テ通常ノ人名、地名等ニ應用セシメ單語・短句・短文ヲ書取ラシメ若ハ改作セシメテ假名及語句ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムベシ。

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ノ練習ニ注意シ又文字ヲ書カシムルトキハ其ノ字形及字行ヲ正シクセシメンコトヲ要ス。

第十六條　小學校ニ於テ教授ニ用フル假名及其ノ字體ハ第一號表ニ、字音假名遣ハ第二號表下欄ニ依リ又漢字ハ成ルベク其ノ數ヲ節減シテ應用廣キモノヲ選フベシ。

尋常小學校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルベク第三號表ニ掲グル文字ノ範圍内ニ於テ之ヲ選ブベシ（明治三十三年　小學校令施行規則）

この國語教育制度の變革に伴つて國語教育の活動は活潑となり、それが教科書の改正を促し、當時は小學校にさへ民間の出版教科書の自由採用を許可して居たので、此處に夥しき數の教科書が出版せられた。それは一面競爭に依る教科書内容の進歩を促したが、一方出版會社の營利競爭となり、多くを賣らんがためには如何なる不正手段をも辭せざるやうになり、遂に所謂教科書事件なるものを惹起した。此處に於いて文部省は自ら[illegible]の途上に乗り出した教科書の自由競爭制を撤廢し、文部省の手に依つて作つたものが明治三十六年四月の發行にかゝる尋常小學讀本である。

文部省制定の明治三十六年尋常小學讀本は言語文字並に國語諸規則に重きをおいた言語改良主義方法による言語的讀本であつた。然し乍ら、義務教育四年間に小學校の課程を終らしめる必要上、實科的題材が多く約三分の二はそれを以て編纂せられてゐた。此處に於いて言語的讀本の特色たる言語形式を主にすべきか、それともその題材たる教材内容を主にすべきかの問題、即ち形式主義と内容主義の問題が起つて來た。更に詳説すれば、形式主義とは先づ文章を讀み、これを完了して後文章の内容を理解させようとするのであり、内容主義とは、文章の題材たる教材を先きに教授して後文章を讀ませようとするのである。この形式主義と内容主義との論戰の結果は結局折衷案を見出し「初學年の國語教育は概して内容主義により、高學年に於ては形式主義に依るべきであり、但し高學年に於ても其の内容が高尚で兒童の知識經驗を以てしては理解の困難なるものに對しては内容主義を以てする」といふことに解決案を見出した。從つて讀本の中の教材の種類に依つては全く文章と離れてしまつて、地理の授業か、歴史の授業かと疑はれる程度にまで内容の説明が行はれ、これに反して新出の漢字なく新しき語句なき教材である場合には、文章構成の妙、結品の力如何に拘はらず、之を練習文として教師の教授を省くの傾向となり、「國語教育は文章に使用されたる若干の

漢字と單語と、それらの結合せる語句を教授するにあり。」との一途を驀進した。

かくて第二期の前期は、教材の取扱ひには形式（文字語句）の教授に重點を置きながらも、形式主義と內容主義とを適當に交錯し、教授順序に於いてはヘルバルトの段階的方法をとり、その最後の段階たる應用の段階に於いて、國語を生活表現の技術として練習習得せしめんとする方向と、漢字を整理し假名遣を表音的にして國語表現を簡易化し、國民文化の增進に資せんとする方向とは此處に合一して、國語教育は國民生活と結合する方向に於いて一大躍進を遂げた。當時特にこの假名遣の簡易化の方向を指導せられた（參一八）のは保科孝一教授であつた。

然しこの二者同行の運動は先づヘルバルトの段階教授法より行きづまりを來した。それは、第一に段階の形式を整へることに行きすぎて內實の之に伴はざりしこと、第二にあらゆる教材を劃一に取り扱ふ弊に陷つたこと、第三に教育者が教材教授の方法にのみ専念して被教育者の心的狀態を顧みなかつたこと等の點よりである。即ちこれを國語教育よりすれば、國語を餘りに實利主義の見地より見、劃一主義の見地より取扱ふことは國語の表面的な利用となり、國語の持つ歷史的意識など不問に附せられてしまふといふ所に不滿を持つのである。更に當時の國語教育實施の結果は「假名は大體に於て從來の規定に依るを適當と認むるも尚普通に行はるゝ變態假名を加へ授くるの要あり、漢字の數も亦義務教育の延長の結果相當の增加を要したることと、字音假名遣改正の目的は兒童をして國語學習上に於ける困難を避けしめんとするにあつたが、實施の結果は豫期の目的に副ふことが出來なかつた」のである。その後明治四十一年小松原文相の時に至り、漢字の制限發音假名遣の法規が廢止せらるゝに及び國語の歷史的假名遣は復活した。然しこの朝變暮改の結果は歷史的假名遣と發音的假名遣との混沌狀態を來し、明治四十二年頃は混沌と惰氣の中に送

られて行つた。

人格教育期　ヘルバルトに依つて言語を分解するの弊害に飽きた國語教育は言語文章そのものの特殊性を確保せんとするの要求を訴へる樣になり（明治四十一年一月「教育研究」所載、「國語教授法研究の情勢」蘆田惠之助氏論文參照）これに加へて明治四十一年の小學校施行規則中の小學校教授用假名字體の規程取消のため起つた混亂を整頓する必要が緊急事になつて來た。此處に國語讀本改訂の期が迫つて來た。明治四十三年に至つて、國文學者芳賀矢一博士が編纂の任に當つて、文學的趣味の豊かな、且つ日本的思想、立憲的思想、田園的趣味等の材料を適當に配合された國語教科書（四十三年本）が出た。この教科書は全く旱天の慈雨で國語教育者に非常に歡迎せられた。そしてこの教科書の實施に伴ひ、これに相應する國語觀が現はれて來た。それは「文を讀み且つ解するといふことは、先づ前提を示しておいて然る後に結論に達するといふやうなものでは斷じてない。文を讀解する作用は一つの創作であつて、創作は無の心的狀態から突如として有の心的狀態に置かれて其處に何物かを認める」といふのである。從つて尊重せらるゝのは、直觀性、感受性、想像性等である。そしてこれらの陶冶は人格の陶冶を意味し、言語表現の練習、即ち國語教育は人格の陶冶と關聯すべきであり、此處に人格教育者たるエルンスト・リンデ Ernst Linde の學統を引くルドルフ・ヒルデブラント Rudolf Hildebrand の國語教授法が指導力を持つて來た。（これを逸早く紹介したのは佐々木吉三郎氏で、「教育研究」の明治四十四年一月號に「人格の教育」の論文がある）

ヒルデブラントに依れば、「今後の教育は、人格の中心より發する淨き要素を含める情的、意的、綜合的なるものでなければならぬ。從つて、感動といふことを忘れた教授は墮落した教授である。豫備だ、提示だ、總括だ、應用だと

いつて麗はしい教方案を書いて見た所で、若し教師の人格が中に立つて個々の勞を取らなかつたら、その他のことは問ふに足らない。この點からいふと、教育は藝術と同一の性質のものである。藝術家が、何等かの作に取りかからんとする前には、その想が、彼の主觀界に燃えて居つて、美の姿が歴然と浮んで、心眼に見えて居るのである。教育のことも正に此のごとくあるべきで、生きた靈の輝いて居ない所には教育も教授もあり得べきものでない。教授は只一定の順序で一定の材料をあてがへば濟むと思ふは、教授なるものが人を教育せんとするものなることを忘れてゐる人々の極めて淺膚な見方に過ぎない。」といつてゐる。そして「これが國語教授に移された時は如何なる形をとるか」に對して、次の樣な具案を指示して居る。

一、教師が序言を一二言のべて、生徒の注意をその對象に集め、

二、本を取り上げ、一段落を綴つくり、名々で默讀す（始めから高く讀ませると、劣等生には餘り早過ぎ、さうかといつてゆつくり讀ませると優等生には拍子ぬけになつて面白からず、おまけに各生徒が、それぞれ自分等特有の考へ方、感じ方、骨折り方が出來なくなる弊がある。從つて一定の時間は、讀むことに全然自由を與へて、各自特有の速さ、考へ方、感じ方、骨折り方をやらすがよい）

三、今度は、音讀、初めは教師、次には優等生によましめ、他生徒は靜かに共讀するか、本を閉ぢて默聽す。

四、今讀んだ所について、說明をする事が其の次に來る。これは主として劣等生を顧みてすべきもの！

（注意、これ以後が教師の最も教授活動に奮勵努力せねばならない所である）

五、教師は一句一句づゝその內容を兒童に十分直觀的に活動せしむ、この際、教師は、蓋然的に多少本にさうは書いてないこ

とでも、添へ加へることはあつて差支ない。勿論、想像も度を越してはよくない。こゝにはさうハッキリは書いてないが、多分さうであつたらうといひ得る範圍内のもので、自然な空想的の想像はよくない。作業をなして、十分直觀的に活現せしむるには條件が要る。即ち、教師自身が出來るだけ精讀に努め環境に置く及び熱心真摯に研究するといふ事である。この二つの條件が出來てる以上に、兒童等の語句説明も、教師のそれに伴隨して、漸々進行する様になる。かく讀んだ内容の自由表現を以て教授の最高活動に達したいのである。

六、次第に劣等生をして熟讀せしめ、讀むことを確實にすると同時に、かくして、直觀を生命とし導くこれを練習する等、固よりカむべき事である。(佐々木吉三郎氏　人格の教育「教育研究」明治四十四年五月號)

この人格教育論の學説を模寫した國語教育は、作者の氣分を味はせ、文の綜合的取扱ひを行つて、新生面を開いた所が多い。これは從來の語句の解釋や語法の偏重論者に對して實に頂門の一針であつた。然しながら、一方氣分を鑑賞したり、心情を躍動せしめることのみに傾き易かつた結果、國語の讀解力では語句文法の力は衰へ、道德方面でも行爲の判斷が己の好む方に偏して正鵠を失するといふ缺點が起つてきた。此處に於て人格教育論の主情主義を取り入れて、比較的着實な歩みを以て進んで行つた。當時ヒルデブラントの紹介者であり、且つ實際指導者であつた大野作吉氏の穩當な指導案について見よう。

教授案

題目　小年鼓手(卷十一、十三課)

教材區分　第一時　[illegible]何の[illegible]夫も[illegible]かき」迄

[illegible]

第二時　「此の時」より……終迄

第三時　總括

教具　伊太利地圖、繪畫（間にあはぬからかく）

第一時

目的内容　(1)マクドナールのアルプ山越　(2)ピエールの紅一點なることゝ及勇敢なることとその遭難　(3)兵士氣をもむ　(4)兵士氣をあせること。

形式　1)漢字、牛、眞、調（以上讀換へ）着、（拔手）（以上新字）

(2)語句、かひがひしい、なだれる、すさまじい、むざんや、そばだつ、調、氣をもむ、氣をあせる。

教法

I目的指示及豫備

此話は佛蘭西のナポレオン（大體の話）のアルプ山越の内の一支隊が越える途中に起つた一つの面白い有名な話である。

小目的告示

始めから終迄通讀させ、次に始めより……「何の工夫もつかぬ」迄と本時間の範圍を限定する。

II提示

1讀方及大意

一節づゝ分節して四人に讀ます。

教師の摘書と讀方の決定

二三人に讀ませて大意を話さす。

2 質問解釋

かひがひしく進み行く＝勇みはげんで進み行く

すさまじい物音＝物すごい恐ろしい音

雪だれがなだれて來る＝雪が一時に落ちてくる

むざんや＝むごたらしい事には

耳をそばだてゝ聞く＝耳をすまして聞く

調＝音樂の曲

さては＝それでは（生きてゐるな）

氣をもむ＝どうしたらよからうかと、あれやこれやと心配する

氣をあせる＝氣をせいていらいらする

百雷の一時に落ちるやうな（原本以下ニシ）

3 教材探究補說

特に第一と第二に力をつくす。

4 範讀及齊讀

III 練習應用

1 文字語句の復習及半、貝の應用

鎌　倉　時　代

隊の眞先に立つて進軍の調べ(奏)しながらかひがひしく進んで行く太鼓の音は段々低く弱くなる。彼は死にかけてゐるに違ない。（教育研究、大正六年九月號所載　立案者　大野佐吉氏）

かくの如く第二期中期に於ては人格教育論の影響をうけて我が國語教育は言語の現實的生命の源としての直觀、感應、感性、生命、心情、想像等が主張されるやうになり、(參一九)「直觀教授」についても論ぜられた。然しながら段階的な考へ方からは完全には脱却しきれないで、豫備、提示、應用の段階を踏襲し、文の取扱に於ても言語の教授、文字の教授、語句の教授、個文の教授、文章の教授といふやうに、(參二〇)分析的な態度を持し、讀本の材料を論ずるにも形式的方面と内容的方面とに國語教育を分けて論じて居た。然し乍ら「人格」を契機として、「自由」に進み「創作的(參二一)綴方教授」に論ぜられ、更に創作を味解する鑑賞にまで展開して行く勢力を與へたのはこの時期であつた。かくて國語教育は人格にその基礎づけを求め、更に人格の内面に入り、その自然なる活動を強調して更に自由主義にまで進んで行かねばならなかつた。

自由教育期　モンテッソリーの自由教育を受け入れて、後期が開かれた。兒童の言語を尊重し兒童の自發的活動性を誘發してこれが保護成長を圖つた。モンテッソリーの熱心なる紹介者は河野清丸氏であつて、大正三年に「自動主義最新教授論」の著を出し、大正五年には「自動教育の原理と實際」なる著書を出して影響を開始してゐるので、大正三年頃以後を自由主義の教育期とするのである。これが國語教育に取入れられてから、兒童の言語

に干渉することを避け、兒童の作文をばこれを妄りに訂正や批評をせず、彼等の判斷がこれを是正するのを待つた。そして他方實驗的教育學の方からはこれを裏書して、教師の仕事は環境の整理を以て第一とした。讀方の心理は研究せられ、讀方の自主的自由學習は唱道せられた。特に國語教室の實踐上の問題として提出されたのは教案廢止の論であつた。卽ち教案廢止論の根據は、教授は生きてゐるとした兒童の活動性を尊重しなければならないから、教案などといふ豫め準備された豫定案に囚はれてはならないといふのである。更に詳論すれば、教授は人格と人格との交渉であり、靈と靈との接觸であるが故に、教師が兒童に接してその場合場合に應じて自由に創作すべきものであつて決して豫定しておくべきものではない。豫定された教案は、寧ろ教授創作の氣分を損ふといふのである。從つてこの期のこの傾向の國語教育現象を窺ふに、教案はない。然しながら授業後の追憶と反省の記錄はある。次の田上氏の記述からわれわれは國語教室の空氣を察知し得る。

冬景色

第一時「先生……この課は何となく淋しい氣分がしますね……」と眞先に出した兒童がある。これをきつかけに「私も淋しいよりもにぎやかな氣分がします」「私は淋しいけれどもにぎやかな氣がします」「にぎやかな中にも何となく淋しい氣持がします」などと色々この文から得た感じを云ふ。私はこの課の取扱には多少の順序と方法とを考へてゐないこともなかつたが、それらをすてゝ、兒童に引きづられつゝ取扱を進むる態度を取つた——(後略)——

第二時　問題は前日より引續いてゐる。第一時から今日の第二時までの僅か一日の彼等の自由な學習には幾人かの改讀者を出したのみで、大多數は前時の自己の感想をいよ〳〵力づけてゐる。若干の時間互に意見を交換せしめたけれど歸りさうもない。そ

こで、作者が表現してゐる事象の一つ一つを辿つて各自の眺め方を言はしむることにした——（中略）——かういふ有様で作者が本文に採つてゐる題材の一々について各自の眺め方、感じを互に云はせて、内省の資にしようとしたが、全文が終つても各自の感じには何等の狂ひも來さなかつた。しかし、これがために自己の感じ、卽ち個性味を漸々鮮明にすることが出來た——（中略）——若しも、これを櫻の花もかへり咲きしようといふ小春日和の下の情緒で讀んだら、これ等の題材事象は何れもうららかな光をうけて生々として晴々しく、したがつてにぎはしい感じを與へずにはおかないだらう。これに反して、雲低く風寒く陰鬱な日の緒情で讀んだらこれ等の題材はどうしても淋しい感じを與へずにはおくまい。（私の感じはどうしてもさうした狂ひを有つてゐるのである）したがつて本材料を讀んで兒童各自が感じてゐるところのものは、單にこれ等の題材そのものみから得たのではなくて、これ等の題材を機縁として自己が既往に得たる氣分を再生し、この題材と相まつはつて、こゝに淋しい情緒、にぎやかな情緒をわかしたのである。かう考へることがまちがひでないならば、これ等の兒童の感じ氣分はどこまでもこれを尊重して、あへて强制的に變改せしめてはならぬ。又しようとしても出來得るものでもない。たゞこの際吾等教師のなすべき仕事は、この教師對兒童、兒童對兒童で互にその感じを云ひ合はしてゐる間に自然裡に各自の感じの不徹であつたこと、全體的總合的の氣分でいまだ内部的の充實した情緒ではなかつたことに目覺ましむることのみにある。

第三時　前次の仕事につゞいて、今度は私自身の感じた文を辿りながら描寫して聞かせた。靜中動あり、動中靜あり、淋しい中に賑やかさ、賑やかさの中に淋しみといふのが、この時の私の話の要領であつた。私はかくは描寫して聞かせたものの、「かく感ぜよ」といふのではない。「私はかく感じてゐる」といふのである。私自身がこの文によつて起した氣分の描出である。それで皆の感じもあやまりではない。私の感じも誤りではない。感じは人によつて異るのが本當である、といふ意味を附加した。——（後略）——

第四時　前次をうけて兒童の表現について研究する時間である。家庭及び自由學習の時間に各自文を綴りあげてゐる。——(文例略)——これ等のいくつかを板上に書いて思ひ思ひの批評や感想を言はした。こゝまで來ると兒童は大體自己の概念的の氣分を起させた内部的の氣分を自覺する端緒をつかみ得るものである。

第五時　この兒童の狀態を直ちに實際の事象に接せしむべく郊外へ出た。私は何等の注意をも與へずに、理論以外の舊盡道線路の堤上に立たせて、各自がふれる氣分を中心として書き表はさしめた。その間の私の仕事は兒童の表現の苦しみに對する相談相手となるばかりであつた。

第六時　兒童の成績物について各自がその成績に到達するまでの心的の徑路、事象の眺め方を發表せしめ、これに對する各自の意見なり、感じなりを言はした。そして次の階寫物について批判せしめた。——(廣島市郊外の冬景色を寫した文、略す)——かうしてこの時間は全く綴方の鑑賞時間に當つたのである。終。(山路兵一氏　讀み方の自由教育　二四七—二六一頁)

此處に於いて、兒童に自由・獨立、自主等の念が起つてきたのみならず、國語教育者自身も、從來ともすれば萎微硬化せんとする心情に、自由の生命が漲つて來た。そして教材は文學的なものが歡迎せられた。そしてこの自由主義の力は、當時の經濟界が世界大戰の影響を受けて突如として現出した日本產業獨立の好景氣に乘じ、あらゆる社會をして一大躍進をせしめたのである。然しながら、國語教育に於ては自由主義の弊害として、第一に國語の自學自習は指導者の不干涉のために學習上意味の不明と理解の混亂を生じ、第二に學習生活に規律を失つて他學の氣力衰へ、從つて國語教育そのものが全體として不活潑、不規律を來し、一種の倦怠期を生ずるに至つた。かくして第二期の後期は希望なき倦怠の幕の中に鎖されて行つた。

第三期　發展時代

——大正五年以降——

現代を一方には國語の發見原理を國語教育の對象としながら、他方には國語表現の規定原理を闡明しつゝ、血みどろの戰を戰ひつゝある時代とするならば、この時代は何時より何に依つて開かれたか。それは首に大正十一年の(參二三)「國語の力」が垣内松三教授に依つて現れて以来であるといふ答に一致するであらう。

「國語の力」が公にされた理由は、その序文の語る如く「既に二十餘年の間唯一人で考へもし、行つても來たこと」を一語さねばならないところまで追ひつめられたからではあるが、その追ひつめたものは「國語の力」をして世に出さしめた歴史的必然性でなければならない。從つて當時の國語教育の狀態は如何なる歴史的必然性を孕んで進行しつゝあつたか、われわれはこれを大正五年へまで溯つて顧みなければならない必然性を認むることに依つて、この期を大正五年頃より以降としたのである。

うつたへ

第二期の後期の國語教育が自由主義の教育を模寫して遂に倦怠の氣に領されてゐる時に、堪能なる國語教育者はその實踐よりして國語教育理論の缺陷を訴へるやうになつた。芦田惠之助氏に(參二四)一讀み方教授」に於て次のやうに云つてゐる。

分解が研究の方便であることは疑がない。しかし國語を内容と形式に分けて考へはじめてから國語教授に著しく光澤を失つた

やうに思ふ。（「讀み方教授」國語の內容と形式、一二八―九）

しかしこれは何處までも奔にとどまり內容と形式との對立を理論的に克服することは出來なかつた。

內容形式冊合論した所に生さたる言語は存在するのである。依に內容形式の教授法よりみると程度の問題にはなくて先後の問題である。――（中略）――言へば國語を讀むことは國語を理解することは直感より內容の精神に徹せんとする自覚であると思ふ。（「讀み方教授」一二九頁）

此處に見出された現象は生活的な理論的根據よりではなしに日常生活からの經驗であるが故に指導理論にまで達しなかつた。かくて保科教授をして次の如く言はしめた。

我が國語教育は、年を逐うて進境に向つてゐるのは慶賀すべきことであるが、現今は甚だ不徹底な状態にあるといふ非難がある。殊に讀方教授について見ると教材の研究が一般に不十分であるから形式の取扱に重きを置くべきか內容の研究に力を注ぐべきか、或は精讀すべきか通讀すべきかといふ方針についての教授者の態度はいつも曖昧である。――（中略）――形式の取扱にどうかといふと、語句の解釋說明が昔ながらの用法や作文法に堕落してこれを改善しようともしない。文章の鑑賞力を養成するについても明に満足な方法が出されない――（下略）――（「國語教育及教授」大正六年八）――

斯くの如くして國語教育界の支柱は甚だ確なる指導理論の出現が望まれたことは實に当然であつた。

形象理論

坂[illegible]時仁

この時に當つて「國語の力」が出で、この內容と形式の問題をとりあげて「內容と形式とは並存的でなく人格的生命の表現せらるゝ作用の連續である」と斷じ、「文の形」に揭案してしまつた。そして

文章には固有の「文の形」があり、それを讀者が胸中に再構成して見た形を「想の形」と名づけ、この二つの形は本來同一のものであるべきであるが、解釋の起點を後者「想の形」に置いた。(「國語の力」初版八二―九〇頁)

そして純一なる直觀にまで統一された感想卽ち「想の形」は直ちに純一なる表現卽ち「文の形」となり得べきであるとして、更に直觀と表現とを精神の內面に於て繼ぐ作用は交互に硬化を融和し、放恣を規律しつゝ具體的統一の世界に參入して、そこから流れ出づる生命の流動に乘じて自由なる創造の作用に導く作用の作用であると說き、この作用を「形象の流動」と呼び、この作用に於てのみプロットを眺めることが出來ると立論せられた。(「國語の力」初版一〇七―一〇八頁) 此處に、クローチエの「直觀は表現なり、表現は直觀なり」との學說に依つて偶發せられた我が國語教育界の新鮮なる理論たる「形象理論」を見出し得たのであつた。そしてこの學說に依つて斯道に堪能であつた國語教育者の教授が取り上げられて新しい意味を見出されて來た。先づ取上げられたのは蘆田氏の「冬景色」の授業であつた。「冬景色」の授業については、蘆田氏の「讀み方教授」の五十七頁から六十七頁に亘つて、その教室內の樣子が詳しく記述されてゐるが、それをまとめて云ふと次の如き順序で行はれたるものである。

冬景色

第一時限

(1)「通讀」一回――教師これを行ふ

(2)「通讀の練習」と「作者の工夫について調査する」ことを兒童に命ず――自動――

(3)「通讀」一回――兒童に行はしむ

(4)「作者の工夫について調査せる所」を兒童をして發表せしむ——然るに文章の全體を把握せるもの一人もなし——

(5)「作者の工夫を發見するための暗示」を與ふ——引例、山水畫に於ける遠、中、近の描法——

(6)「通讀練習」

第二時限

(1)通讀　作者の工夫について注目の所に心を想起せしめ、且語句文章について質問すべき所を調べておくことを命ず——自動—

(2)通讀一回——兒童これを行ふ——文章の理會が適不適に現はるゝやうになる。

(3)兒童の質問、主として語句の質問に對して答ふ。

(4)「この文章の場所に類似した場所を東京附近に考へよ」と、「これを繪に描いたら如何なる繪になるか」と、「一時間に餘裕があらば書取すること」と、更に「三段と四段の個所の描き振りに注意すること」等を命ず——自動——

(5)問題の提起——「作者の位置」と「作者の眺めてゐた時刻」とを問題とす。

第三時限

(1)「三段と四段の所の描き振り」と「作者の位置」と「作者が景色を眺めてゐた時刻」とを觀察すること、並びに「書取」を命ず——

自動——

(2)直接教授にて右の課題の答をまとめる。

(3)書取練習

これを整頓して垣内先生は次の如く秩序づけられた。

(1)通讀(音讀)——指導者の音讀から生徒は文意を直觀してゐる。これが Sentence method の出發點である。

(2)通讀(音讀—默讀—音讀)—文をたゞ〳〵讀んで、文の形に第一段第二段第三段第四段第五段の展開があることを氣づいた。

(3)通讀(音讀)——文意が更に鑑賞に音讀せられてそれから自然に語句の深究が生れてゐる。

(4)通讀(靜かなる音讀又は默讀)——語句深究のために作者の位置を見つけ、作者の景色に對して佇んだ時間まで考へ出した。

(5)通讀(默讀)——板書の題目を透して全文を心讀し全景色の天地の廣さ、遠さ、色(光もあらう)音等を觀取し靜寂の感を深く味はつてゐるらしい。特に諦讀の後更に一層の靜寂を感じたやうすがあり〳〵と見える。

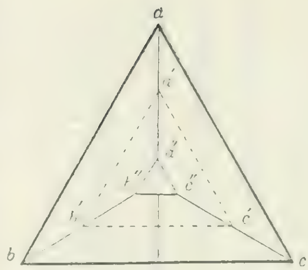
そしてこの作用を換言して次の如く呼ばれた。

(1)文意の直觀　(2)構想の理解　(3)語句の深究　(4)內容の理解　(5)解釋より創作へ

これより後、國語教育の鑑賞批評や形象の問題は到る處に喧傳せられ論議せられ、我が國語教育界は未曾有の活氣を呈し躍進を遂げた。そして讀方の鑑賞批評の著述は雨後の筍の如く出た。然しながら第二期の模寫時代の空氣を呼吸してきた人々にはこの形象理論をも模寫的態度を以て而も誤つて受け入れ、國語の持つ歴史性を等閑視し、徒らに大意を說き、段落を切つて能事終れりとなした結果、兒童生徒の語彙貧弱となり語法文法等の能力が減退したとの非難をうけたものもないではなかつた。かくの如くしてあらゆる階段の國語教育者の中に形象理論は樣々に受け容れられ普及進展してゆく中に、同じく垣內教授に依つて「國語教授の批判と內省」[參二五]が出でて形象理論は象徵學に偶發せられて益々その精微を加へ、「文學理論」[參二六]が出で、更に續いて、「形象と理會」[參二七]が出づるに及んでカシイーラー[參二八] E. Cassirer (1874—) の「象徵形式」に觸發せられて、(詳說すれば、デルタイ W. Dilthey (1833—1911) フッサール E. Huserl (1859—)、ハイデツガー M. Heidegger (1889—)、ワツハ J. Wach (1898—)、インガルデン R. Ingarden 等の名を

もあげねばならぬ）然も垣内教授獨自の卽ち國語教育獨自の解答が與へられた。その解答は次の如き圖式を附して說明されて居る。

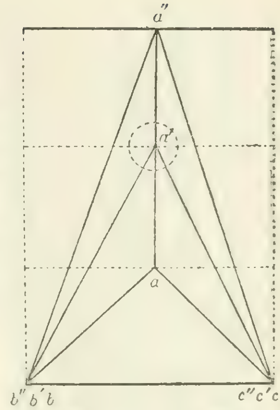
第一に「直觀」と「表現」の問題は「再現」と「表現」の問題に發展して行つた。第一圖はａｂｃの面を「表現」（「國語の力」にては文の形といつたものの發展）といひ、ａ'ｂ'ｃ'の面を「再現」（「國語の力」にては想の形といつたものの發展）といふ。而してこの表現の統一性と再現の多樣性との同一性を求めてゆく所に「主觀的なもの」をして「客觀的なもの」に



第一圖

近づかしめる「生の交涉」が顧みられねばならぬとし、此處に國語科學の課題、卽ち「理會の問題」をおくのである。そしてこれは深層心理學（Tiefenpsychologie）に關聯を持つて展開してゆく。（「文學理論」六―一七）第二に問題設定から文學機構を分析する時に、文章を先づ經驗に依つて延長として把捉し、言語の有つ意味と記號との兩面より層の相を看取し、層と延長とは緊張に依つて集積せられるを觀る。そしてこれを集積せしむるものは結晶の力であるとする。更に「力」を延長と延長の結合と考へて、層はその間をつなぐ層序と考へた。更に又「力」の根源に遡る時に「力」の内面に於て延長の層を考へ延長の層序の限界ａ'を以て「零位」とし、これを「無」として延長との關係を考へて「原集積」を規定し、創造の力と延長との相關關係に於て「原現象」を發見した。そして更に原現象の基礎に於て、（イ）基本密度と（ロ）基本方向と（ハ）基本操作とを見ることに依つて原集積の「延長」に到達する關係を三つに分つのである。（「文學理論」二五―三〇）

かゝる理論に立脚して第二圖∧ａｂｃ∨に於ては記號と意味の集積として、∧ａ'ｂ'ｃ'∨に於ては記號と意味、意義



第二圖

との交渉に立つ原集積として、〈a″b″c″〉に於いては記號と意義との關係に於ける原現象として說明される。そしてその頂點から挿圖全三角形の底邊〈bc〉〈b′c′〉〈b″c″〉を以て示される音聲・文字・語即ち言葉に透徹し、從つて原集積及び集積を包藏する全三角形を以て示されるものとが全集積としての言語機構であり又文學現象であるとする。(「形象と理會」三六頁)

かくて文學理論の分析と統一との豫備的考察の上に更に空間性と時間性の考察を加へて、此處に「行」(熟讀)に依り追體驗する事によつて創造的精神を採りあげることを叙說し、然る後、文學機構は、(1)叙述的機構、(2)表現的機構、(3)象徵的機構に分析した。(「文學理論」三一—四〇)そしてこれを理會の機構に移して叙述的機構の解釋を、(1)知解とし、表現的機構の解釋を、(2)理解とし、象徵的機構の解釋を、(3)理會と規定した。(「形象と理會」四一—四六)かくの如くして形象理論の問題は今や外部建築を終へて、「無」即ち「我・零位」Ich-Null Punkt の深部に於ける「我」を追求することに依つて一切の對立の融和を求め、(注二九)新心理學に向つて手をさしのべてゐる。

私は何故に形象理論のためにかくも多く叙述したか。それは第三期たる現代の國語教育を壓倒的勢力を以て指導してゐるためではない。第三期が第二期と比較して發展時代と名づくる所以のものは他の學說の模寫でなくて、國語教育が眞に國語の中に國語の姿を發見せんとして努力してゐる努力の發展だからである。而して最も敏感に他の學問を感受しそれにとらはれることなく、それに觸發されて、勇敢に而も忍耐をかさねて發展し來り現在發展しつゝあるも

のが形象理論であるからである。

展　望

今やわれわれは攀ぢ登つて來た形象理論の峯の上に立つて眼下にひろがれる山々谷々を展望して見る時に達した。見よ、この理論に誘導觸發せられて、形象理論と國語教育とを結びつけられた業蹟が如何に多いか。これは一面形象理論の學的價値を裏書すると同時に國語教育界の一大躍進を物語るものである。一般に新興の理論に對しては事實の裏づけを必要とする。同樣に國語教育の新興理論に對して堪能なる國語教育者がその有する教育者的堪能を以て理論をして豐かならしめつゝある功績は沒することが出來ない。中でも西尾實氏(參一一)の如きは國語教育の方法的體系を立て讀む作用の體系を素讀、解釋、批評となし、叙述を强調して、從來ともすれば、國語教育上より見て荒蕪の地とされた中等教育界に生氣を吹きこまれた功績は大きい。初等教育界では佐藤(參一二)德市氏が讀みの展開に多角的なる考察を加へ且つこれを統一し、教育者的堪能を以て實際教育へ誘導された。更に之を綴方への誘導には古見(參一三)一夫氏がその指導原理として叙述的、表現的、象徴的樣樣の孰れもに偏することなく表現順序の有機的關聯の中に綴方の力の練達せしめることを重視した業績を發表してゐる。

かく形象理論が駸々として進行して居る時に文學界に於て藝術至上主義が勢力を失つて唯物主義の上にたつプロレタリア文學が勃興してきた。此處に於て藝術的價値の獨立性が根本的に疑はれて文學を社會的要素としてのみ認めんとする傾向となつた。これに伴ひ國語教育にも唯物主義の影響を感受した讀方(參一四)教育が現はれて來た。その主張は「個

人的生活組織から社會的組織へ、個人的生活感情から社會的生活感情への發展變化は現代意識の中心であるから新しき國語敎育はこゝに發足點を求めなければならぬ。そして生活形式の變化の結果讀方敎育にもちきたらされるものは讀書の能率化であり、此處に言語を符號たるにすぎず」と見るのである。此處に於て文學の歷史的價値は無視されて社會的價値のみが主張されて來た。

そしてこれと時を殆んど等しくして昭和六年五月には、動機は「文字の使用を容易にして國民敎育の發達と國家文運の進展を促さうとするためである」が、文部省臨時國語調査會から假名遣改定案が發表せられた。動機は前者とは全く異るが結果に於て言語の歷史性を輕視するといふ點に於ては同一である。改定案は東京高師附屬小學校、外約二百名に近い小學校職員一同連名の改定促進の建議書となつて贊成を受けたが、他方東京・東北帝大・國學院大學外諸校の敎授講師百五十九名の連署の反對建白書となり、烈しい論戰が行はれて今やそのまゝとなつてゐるやうである。

然らば國語敎育に於て今後この國語の社會性と國語の歷史性の問題は如何に展開して行くであらうか。私は思ふ、轉形期にある國語がその時代の社會的乃至は政治的制約を受けて異樣に變型され、新しい意味を附與せられて、それが皮相的利用であらうとなからうとに拘はらず、動搖と混亂を生ずることは程度の多少の相違はあらうが凡ての時代に避くべからざることである。此處に國語敎育は從來自覺することの薄かつた、意圖的ならざる然も有力なる外部的な事情を考慮せねばならない。この故に國語敎育は國語敎育科學として更に認識を深めて更生せねばならぬ要求を持つ。ここで國語の變化性を悲しむのは早い、それはやがて明日の社會生活を表現する準備である。如何なる制約を受けようとも不變なるものは不變であり、國語の「いのち」をなすものは假令一旦變形せられても又復興して來るに相違

ない。われわれはその國語の表現の流動の中に國語の發見原理を見出せばいゝ。國語の不易の相と流行の相とを汲み取ればいゝ。此處に國語の發見原理を把握するために國語の規定原理を目がけて迫らねばならぬ必然性を持つ。

三　結　語　…展　望…

今や日本はあらゆる意味で非常時であり、あらゆるものが革新されねばならぬ轉換期であつて、國語教育に於ても幾多の方面からその轉換を要請されてゐる。

先づ第一は國家思想の確立を圖る立場から國民性の涵養を期する國語教育の要求である。從來國語教育、特に中等教育に於ける國語教育は「普通の言語文章を了解し正確且自由に思想を表彰せしめ文學上の趣味を養ひ兼て智德の啓發に資する」ことがその要旨であつた。然るに昭和六年に到つて「普通の言語文章を了解し正確且自由に思想を發表し文字を端正に書寫するの能を得しめ國民性を涵養し文學上の趣味を養ひ智德の啓發に資する」といふ要旨に改正せられた。これを如何に解釋するかに國語教育の新しい問題がある。中等教育の國語科は小學校のそれに對して特異なる使命を有するものである。即ち小學校の國語科が兒童の日常生活の言語をして國民語として正しく表現せしめるに對して、中等教育のそれは單なる言語のための教育にあらずして主として國文學を理解せしめるための國語教育でなくてはならぬことは定論である。故に中等學校に於て國語教育が國民的精神の涵養を期することは異存のある筈がない。然しながら國民精神を涵養するための手段として國語教育をあらしめると解するか、それとも國語教育を徹底擴充することが自ら國民的精神の涵養を將來せしめると解釋するか、これらに至つては異論があるであらう。しかして

現在の狀勢は前者を要求してゐる。

第二に文藝界の狀勢よりの要求である。從來勢力をほしいまゝにしてゐた藝術至上主義の文學が敗れて今や唯物史觀に基く文學が現代文學の大半を動かしてゐることは何人も認むる所であらう。そしてその多くは現在社會に對して批判の立場を取り、社會の缺陷を暴露する手段をとり、暗に秩序を攪亂することを煽動するやうな傾があるに至つて遂に現在の教科書の教材に採り難くなり、教科書の教材と現代文學とは全く背離しつゝある。この背離は何を意味するか愼重に考慮すべきであるが、この文藝界の傾向が國語の孤立的な藝術的獨自性を認めてゐないことは前者の要求と同一である。

第三に國語教育を教育の一部門として見る時、教育の領域に於て從來の教育學の概念が廢棄せられて教育科學の概念に依つて新しき方向を指示せられつゝあることを考へねばならない。此處に於ても國語教育は從來の如き孤立的な具象的な國語教育學を止揚して、意圖的ならざる外部的な事情を考慮の上に國語教育科學を樹立せねばならぬ要請を看取することが出來るのである。

然らば今後の國語教育の問題は如何に展開すべきか。

私は思ふ、此處に國語教育の目的を新に問はねばならぬが、然しその問に對する答は、問はゞ直ちに與へられるといふ性質のものではない。われわれは「國語教育の目的とは何ぞや」と問ふことに始めて、先づその問題をわれ／＼の毎日實踐しつゝある國語教室内の現象に移す必要がある。即ち事實としての國語教育の現象を研究の對象とせねばならぬ。そして「その直接所與としての國語教育現象を變化することなしに、又之を他の所與に還元することなしに」、

又それをそれが如何にして如何なる原因に依つて起つたかといふ「發生に訴ふることなしにひたすらその本質を完全に把捉しようと努めねばならぬ。そしてかゝる記述が完結し「記述的な國語教育とは何であるかといふ問題」が完全に答へられた時、初めて「説明的な國語教育とは何であるかの問題」が可能となり、此處から國語教育の目的が明かになるであらう（垣内教授論文、「教育哲學と教育學」岩波講座教育科學第十六冊一四頁參照）

時恰も初等國語教育界に於ては國語讀本が改版せられ、その第一卷の第一頁は永き六十年來の慣習の型を破つて單語でなしに「サイタサイタサクラガサイタ」の文を以て始まつてゐる。そして現在の指導理論たる「形象理論」は、今や外部的建築を終へ内部的機構の闡明に入り、垣内教授に依つて最深部の分析的記述的研究の工作を急がれつゝある。蓋しその竣成も近き將來にあることであらう。（昭和八・九・二三）

附記 脱稿期日を延期していたゞきながら稿を急ぎ、辛うじて今筆を止めた。從來國語教育のジャーナリズムから縁遠い問題であつただけに到る處未開の野である。調べれば調べる程問題が多い。從つてあれにも觸れて見たいこれにも觸れて見たいといふ慾望には限りがないが今度はこれ位にしておき、不充分な點は先學の教をいただいて將來の完成を期することにする。そしてこの拙稿が從來閑却されてゐた國語教育の史的研究の氣運勃興の一助にならばと祈りつゝ筆を擱く。

四 參考論文

序論

（1）Ernst Krieck; Philosophie der Erziehung, 2. Amflage. Jena. 1925.

(二)(1) Eduard Martinak, Wesen und Aufgabe der Erziehungswissenschaft. Graz, 1928.
(2) 篠原助市、教育科學と教育學(岩波講座教育科學 第十六)
(3) 安藤堯雄譯、教育科學の本質と任務(教育學研究 一ノ一一)
(三)(1) Julius Petersen: Die literarischen Generationen, Berlin 1930
(2) 垣内松三、文學史に於ける時代層「國文學誌」昭和六年六月
(3) 渡邊茂、文學史に於ける時代區分の基礎概念「國文學誌」昭和六年七月
(4) 三木清、世代と時代「改造」昭和六年八月
(5) 三木清、歷史哲學 昭和七年五月

第一期

(四) 高橋龜吉、明治大正産業發達史 昭和四年
(五)(1) 久保田讓、學制頒布並に被仰出書(「教育五十年史」所收) 大正十一年
(2) 加藤仁平、日本教育史學史管見(教育學研究、一ノ一一)
(3) 文部省、日本教育史略 明治十年
(4) An Outline History of Japanese Education prepared for the Philadelphia Internation Exhibition, 1876 by the Japanese department of education.
(六) 米ペーキンスページ著 蘭ファン、カステール譯、彼日氏教授論 明治九年
(七)(1) 保科孝一、國語國字問題の經過(日本文學講座第一卷、新潮社)

(2)菊澤季生、國字問題の研究(五九―六七頁參照)

(八)(1)英スペンサー著　尺振八譯、斯氏教育論　明治十三年

(2)英スペンサー著　山口松五郎譯、道德の原理　明治十六年

(3)英スペンサー著　小田貴雄譯、斯賓塞氏教育論講義　明治十八年

(4)英スペンサー著　有賀長雄譯、標註斯氏教育論　明治十九年

(九)英ベイン著　添田壽一譯、倍因氏教育學　明治十六年

(一〇)米ジョホノツト著　有賀長雄譯、如氏教育學(上下二册)明治十七年

(一一)ジョノホット等原著　高木怡莊譯述、明治十九年改正教授術　明治十九年

(一二)江木千之、明治二十三年小學校令の改正、(「教育五十年史」所收)　大正十一年

(一三)今泉蠡吾、讀書作文教授法　明治二十五年

(一四)獨リンドネル著　有賀長雄譯、麟氏教授學　明治二十一年

第二期

(一五)(1)能勢榮、ヘルバルト主義の教育說　明治二十六年

(2)中島半次郎、ヘルバルトに關する攻究　明治二十八年

3成富正義譯補、ヘルバルト主義教育學　明治二十八年

(4)ウーフニル著　岩田貫太郎譯、ヘルバルト教育學階梯　明治二十八年

(5)藤代禎輔譯、獨逸ヘルバルト教育學　明治二十八年二十九年

(6)英フエルキン同夫人著　村上俊江譯、ヘルバルト教育學要義　明治三十年

（一六）(1)谷本富、教育學速記錄　明治三十一年

(2)谷本富、將來の教育學　明治三十一年

(3)谷本富、小學校各科教授法　明治三十二年

（一七）槇山榮次、各科教授法　明治三十一年

（一八）保科孝一、國語教授法指針　明治三十四年

（一九）保科孝一、國語教授精義　大正五年

（二〇）友納友次郎、讀方教授法要義　大正四年

（二一）秋田喜三郎、創作的讀方教授　大正八年

（二二）山路兵一、讀方の自由教育　大正十年

第三期

（二三）垣内松三、國語の力　大正十一年

（二四）蘆田惠之助、讀み方教授　大正五年

（二五）垣内松三、國語教授の批判と內省　昭和二年

（二六）垣内松三、文學理論『國文學誌』昭和七年五月特輯號

（二七）垣内松三、小學國語讀本卷一　形象と理會　昭和八年

（二八）　E. Cassirer; Philosophie der symbolischen Formen, Berlin 1923―30, 3Bd.

（二九）垣内松三、國語教育と新心理學の主潮「コトバ」昭和八年七・八月號
（三〇）西尾實、國語國文の教育　昭和四年
（三一）佐藤徳市、形象の讀方教育　昭和六年
（三二）吉見一夫、形象原理に立つ綴方教育の實際　昭和七年
（三三）佐藤末吉、社會觀照現代讀方教育　昭和六年

五　參考法規

一、中小學規則（明治三庚午年三月　第百六十四）

小學

子弟凡ソ八歳ニシテ小學ニ入リ普通學ヲ修メ兼テ大學專門五科ノ大意ヲ知ル

句讀　習字　算術　語學　地理學　五科大意

中學

子弟凡ソ十五歳ニシテ小學ノ事訖リ十六歳ニ至リ中學ニ入リ專門學ヲ修ム　科目五アリ　大學五科ト一般

子弟凡ソ二十二歳ニシテ中學ノ事訖リ乃チ其俊秀ヲ撰ヒ之ヲ大學ニ貢ス

二、學制（明治五壬申年八月二日　太政官第二百十四號）

人々自ラ其身ヲ立テ其産ヲ治メ其業ヲ昌ニシテ以テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ他ナシ身ヲ修メ智ヲ開キ才藝ヲ長ズルニヨルナリ而テ其身ヲ修メ智ヲ開キ才藝ヲ長ズルハ學ニアラザレバ能ハズ是レ學校ノ設アル所以ニシテ日用常行言語書算ヲ初メ士官農商百工技藝及ビ法律政治天文醫療等ニ至ル迄凡人ノ營ムトコロノ事學アラザルハナシ人能ク其才ノアル所ニ應ジ勉勵シテ之ニ從事シ而シテ後初テ生ヲ治メ産ヲ興シ業ヲ昌ニスルヲ得ベシサレ

バ學問ハ身ヲ立ルノ財本共云ベキ者ニシテ人タルモノ誰カ學バズシテ可ナランヤ夫ノ道路ニ迷ヒ飢餓ニ陷リ家ヲ破リ身ヲ喪フ徒ノ如キハ畢竟不學ヨリシテカカル過チヲ生ズルナリ從來學校ノ設アリテヨリ年ヲ歴ルコト久シト雖ドモ或ハ其道ヲ得ザルヨリシテ人其方向ヲ誤リ學問ハ士人以上ノ事トシ農工商及ビ婦女子ニ至ツテハ之ヲ度外ニヲキ學問ノ何物タルヲ辨ゼズ士人以上稀ニ學ブ者モ動モスレバ國家ノ爲ニスト唱ヘ身ヲ立ルノ基タルヲ知ラズシテ或ハ詞章記誦ノ末ニ趨リ空理虚談ノ途ニ陷リ其論高尚ニ似タリト雖ドモ之ヲ身ニ行ヒ事ニ施スコト能ハザルモノ少カラズ是即チ沿襲ノ習弊ニシテ文明普ネカラズ才藝ノ長ゼズシテ貧乏破産喪家ノ徒多キ所以ナリ是故ニ人タルモノハ學バズンバ有ベカラズ之ヲ學ブニハ宜シク其旨ヲ誤ルベカラズ之ニ依テ今般文部省ニ於テ學制ヲ定メ追々教則ヲモ改正シ布告ニ及ブベキニツキ自今以後一般ノ人民（華士族農工商及婦女子）必ズ邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシメン事ヲ期ス人ノ父兄タル者宜シク此意ヲ體認シ其愛育ノ情ヲ厚クシ其子弟ヲシテ必ズ學ニ從事セシメザルベカラザルモノナリ（高上ノ學ニ至テハ其人ノ才能ニ任カスト雖ドモ幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小學ニ從事セシメザルモノハ其ノ父兄ノ越度タルベキ事）

但從來沿襲ノ弊學問ハ士人以上ノ事トシ國家ノ爲ニスト唱フルヲ以テ學費及其衣食ノ用ニ至ル迄多ク官ニ依頼シ之ヲ給スルニ非ザレバ學バザル事ト思ヒ一生ヲ自棄スルモノ少カラズ是皆惑ヘルノ甚シキモノナリ自今以後此等ノ弊ヲ改メ一般ノ人民他事ヲ抛チ自ラ奮テ必ズ學ニ從事セシムベキ樣心得ベキ事

◇大中小學區之事（第一章ヨリ第十九章マデ略ス）

◇學校之事

第二十章　學校ハ三等ニ區別ス　大學、中學、小學ナリ

◇小學（第二十一章ヨリ第二十六章マデ略ス）

第二十七章　尋常小學ヲ分テ上下二等トス此二等ハ男女共必ズ卒業スベキモノトス（教則別冊アリ）

下等小學校科

一　綴字　讀並盤上習字　二　習字　字形ヲ主トス
三　單語　讀　四　會話　讀
五　讀本　解意　六　修身　解意

七 書牘 解意並盤上習字 八 文法 解意
九 算術 九々數位加減乘除 但シ洋法ヲ用フ
十 養生法講義 十一 地學大意
十二 理學大意 十三 體術
十四 唱歌 當分之ヲ缺ク
上等小學ノ教科ハ下等小學教科ノ上ニ左ノ條件ヲ加フ
一 史學大意 二 幾何學罫畫大意
三 博物學大意 四 化學大意
其ノ他ノ形情ニ因テハ學科ヲ擴張スル爲メ左ノ四科ヲ斟酌シテ教フルコトアルヘシ
一 外國語ノ一二 二 記簿法
三 畫學 四 天球學
下等小學ハ六歳ヨリ九歳マデ上等小學ハ十歳ヨリ十三歳マデニ卒業セシムルヲ法則トス但事情ニヨリ一概ニ行ハレザル時ハ斟酌スルモ妨ゲナシトス（第二十八章ヨリ第百九章マデ略ス）

三、小學教則（明治五壬申年九月八日 文部省番外）

第一章

小學ヲ分チ上下二等トス下等ハ六歳ヨリ九歳ニ止リ上等ハ十歳ヨリ十三歳ニ終リ上下合セテ在學八年トス

第二章

下等小學ノ課程ヲ分チ八級トス毎級六ケ月ノ業習ト定メ始テ學ニ入ル者ヲ第八級トシ次第ニ進デ第一級ニ至ル今其毎級課業授ケ方ノ一例ヲ擧テ左ニ示ス尤一般必行ノモノニハ非スト雖モ各其地其境ニ隨ヒ能ク之ヲ斟酌シテ活用ノ方ヲ求ムヘシ（註、便宜ノタメ國語教育關係ノ分ノミノ抜粋ス）

第八級 六ケ月 一日五字一週三十字ノ課程 但日曜日ヲ除ク以下之ニ倣ヘ

綴字（カナツカヒ） 一週六字即一日一字（註、字ハ時ノ意ナリ）
生徒残ラズ順列ニ並ハセ、智惠ノ絲口、うひまなび、絵入智惠ノ環一ノ巻等ヲ以テ教師盤上ニ書シテ之ヲ授ク 前日授ケシ分ハ一人ノ生徒ヲシテ他生ノ見エザルヤウ盤上ニ記サシメ他生ハ各石板ニ記シ記シ畢テ盤上ト照シ盤上誤謬アラハ他生ノ内ヲシテ正サシム

習字（テナラヒ） 一週六字即一日一字

手習草紙、習字本、習字初步等ヲ以テ平假名片假名ヲ教フ但數字西洋數字ヲモ加ヘ教フヘシ左字形運筆ノミヲ主トシテ訓讀ヲ授クルヲ要セス　教師ハ順廻シテ之ヲ親示ス

單語讀方（コトバノヨミカタ）　一週六字卽一日一字

童蒙必讀單語篇等ヲ授ケ兼テ其語ヲ盤上ニ記シ訓讀ヲ高唱シ生徒一同之ニ準誦セシメ而シテ後其意義ヲ授ク但日々前日ノ分ヲ暗誦シ來ラシム

單語暗誦（コトバノソラヨミ）　一週四字

一人ツヽ直立シ前日ヨリ學フ處ヲ暗誦セシメ之ヲ盤上ニ記サシム

第七級　六ケ月

綴字（カナヅカヒ）

前ノ如ク五十字四段ノ活用其外字音假名ツカヒ等ヲ授ク

習字（テナラヒ）　一週六字　前級ノ如ク漢字楷書ヲ授ク

單語讀方（コトバノヨミカタ）　一週四字

地方往來、農業往來、世界商賣往來等ヲ前級ノ如ク授ク

會話讀方（コトバヅカヒヨミカタ）　一週四字

會話篇ヲ以テ授クルコト單語篇ノ法ニ同シ

單語暗誦（コトバノソラヨミ）　一週二字　前級ノ如シ

第六級　六ケ月

習字　一週六字　行書ヲ授クルコト前級ノ如シ

單語書取　一週四字

教師單語ヲ口ニ誦シテ生徒ヲシテ闇書セシメ書シ畢テ教師之ヲ盤上ニ記シ生徒ヲシテ照シ正サシム

會話話方　一週六字　前級ノ如シ

讀本讀方　一週六字

西洋衣食住、學問のすゝめ、啓蒙思想ノ環等ヲ用テ一句讀ツツ之ヲ授ケ生徒一同之ニ準誦ス

第五級　六ケ月

習字　一週六字　行書ヲ授クルコト前級ノ如シ

單語書取　一週二字　前級ノ如シ

會話暗誦　一週六字

總ニ學フ所ヲ一人ツツ處ヲ變ヘテ暗誦シ次ハ未タ學ハサル所ヲ獨見シ來テ暗誦セシム

讀本讀方　一週四字
前級ノ外、西洋夜話、窮理問答、物理訓蒙、天變地異ヲ授ク

第四級　六ケ月

習字　一週六字
楷書ト片假名ノ交リタル文ヲ習ハシム但字形稍小ナルヘシ
會話書取　一週四字　其法單語書取ノ如シ
讀本輪講　一週六字
既ニ學ヒシ所ヲ暗誦シ來リ一人ツツ直立シ所ヲ變ヘテ其意義ヲ講述ス
文法　當分缺ク
ヽ、ヽノ書ヲ用テ詞ノ種類名詞ノ諸變化ヲ授ク　尤暗誦ヲ主トス

第三級　六ケ月

習字　一週六字　行草平假字交リノ文ヲ習ハシム
讀本輪講　一週六字　前級ノ如シ
文法　當分缺ク
後詞、様詞、代詞等ノ諸變化ヲ授クルコト各科讀方ノ如シ

書牘　一週二字
啓蒙手習本窮理捷徑十二月帖ナトヲ用ヒ簡略ナル日用文ヲ紙上ニ記シテ講解シ生徒ヲシテ寫シ取ラシム

第二級　六ケ月

習字　一週四字　前級ノ如シ
讀本輪講　一週六字
道理圖解、西洋新書等ノ書ヲ授ケ講述セシム
文法　當分缺ク　働詞ノ活用變化ヲ授ク
書牘　一週四字　前級ノ如シ

第一級　六ケ月

習字　一週二字　前級ノ如シ
讀本輪講　一週四字　前級ノ如シ
文法　當分缺ク　接詞、副詞、數詞等ノ活用ヲ授ク
書牘　一週六字　日用文、諸證文等ヲ授ク

第三章

上等小學亦八級ニ分ツ每級課程各六ケ月トス亦第八級ニ起テ第一級ニ畢ル其日課左ノ如シ

第八級　六ヶ月

細字習字　一週二字

字形ヲ小ニシテ行草平假名交リ文及ビ書簡用文等ヲ學ハシム

讀本輪講　一週四字

西洋事情等ノ類ヲ獨見シ來テ輪流講述セシム

文法　當分缺ク　作文ノ活用ヲ授ク

書牘作文　一週六字　短簡ナル日用文ヲ作ラシム

第七級　六ヶ月

細字習字　一週二字　前級ノ如シ

文法　當分缺ク　前級ノ如シ

書牘作文　一週六字　前級ノ如シ

第六級　六ヶ月

細字速寫　一週二字

楷書片假名交リノ文又ハ行草平假名ノ文手簡文ノ手本ヲ置キ
速ニ之ヲ書シ而シテ字形運筆工緻ニシテ毫モ法外ニ出テサラ
シム

書牘作文　一週六字　前級ノ如シ

文法　當分缺ク　前級ノ如シ

第五級　六ヶ月

細字速寫　一週二字

前級ノ如シ但シ手本ヲ用ヰス其文ハ教師之ヲ口述ス

書牘　一週四字

日誌類ヲ用ヰテ公用文ヲ教フルコト日用文ノ法ノ如シ

文法　當分缺ク　前級ノ如シ

（第四級ヨリ第一級マデハ第五級マデト殆ド同ジケレバ略ス）

四、教育令（明治十二年九月二十九日 太政官布告第四十號）

第一條　全國ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統攝ス故ニ學校、幼稚園、
書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二條　學校ハ小學校、中學校、大學校、師範學校、專門學校
其他各種ノ學校トス

第三條　小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ
讀書、習字、算術、地理、歷史、修身等ノ初歩トス土地ノ情
況ニ隨ヒテ罫畫唱歌體操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ
加フ殊ニ女子ノ爲ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

第四條　中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス（第五條ヨリ第四十七條マデ略ス）

五、教育令改正（明治十三年十二月二十八日太政官布告第五十九號）

第二條　學校ハ小學校、中學校、大學校、師範學校、專門學校、農學校、商業學校、職工學校其他各種ノ學校トス

第三條　小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ修身、讀書、習字、算術、地理、歷史等ノ初歩トス土地ノ情況ニ隨ヒテ罫畫唱歌體操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ　但已ムヲ得サル場合ニ於テハ修身、讀書、習字、算術、地理、歷史ノ中、地理歷史ヲ減スルコトヲ得（第一條及ビ第四條ヨリ第五十一條マデ略ス）

六、小學校教則綱領（明治十四年五月四日文部省達第十二號）

第一章　小學科ノ區分

第一條　小學科ヲ分テ初等中等高等ノ三等トス

第二條　小學初等科ハ修身、讀書、習字、算術ノ初歩及唱歌、體操トス　但唱歌ハ教授法等ノ整フヲ待テ之ヲ設クヘシ

第三條　小學中等科ハ小學初等科ノ修身、讀書、習字、算術ノ初歩及唱歌、體操ノ續ニ地理、歷史、圖畫、博物、物理ノ初歩ヲ加ヘ殊ニ女子ノ爲ニハ裁縫等ヲ設クルモノトス

第四條　小學高等科ハ小學中等科ノ修身、讀書、習字、算術、地理、圖畫、博物ノ初歩及唱歌、體操、裁縫等ノ續ニ化學、生理、幾何、經濟ノ初歩ヲ加ヘ殊ニ女子ノ爲ニハ經濟等ニ換ヘ家事經濟ノ大意ヲ加フルモノトス

第五條　小學科ノ區分ハ前三條ノ如ク定ムト雖モ土地ノ情況、男女ノ區別等ニ因テハ某學科ヲ增減スルコトヲ得　但修身、讀書、習字及算術ハ之ヲ缺クコトヲ得ス（第二章略ス）

第三章　小學各等科程度（第十條略ス）

第十一條　讀書　讀書ヲ分テ讀方及作文トス　初等科ノ讀方ハ伊呂波、五十音、濁音、次清音、假名ノ單語、短句等ヨリ始メテ假名交リ文ノ讀本ニ入リ兼テ讀本中緊要ノ字句ノ書取ヲシメ且ニ之ヲ理會セシムルコトヲ務ムヘシ　中等科ニ於テハ近易ノ漢文ノ讀本若クハ稍高尚ノ假名交リ文ノ讀本ヲ授ケ高等科ニ至テハ漢文ノ讀本若クハ高尚ノ假名交

リ文ノ讀本ヲ授クヘシ　凡讀本ハ文體雅馴ニシテ學術上ノ益アル記事或ハ生徒ノ心意ヲ愉ハシムヘキ文詞ヲ包有スルモノヲ撰用スヘク之ヲ授クルニ當テハ讀法、字義、何意、章意、何アノ變化等ヲ理會セシムルコトヲ旨トスヘシ

初等科ノ作文ハ近易ノ庶物ニ就テ其性質等ヲ解セシメ之ヲ題トシ假名ニテ單語、短句等ヲ綴ラシムルヲ初トシ稍進テハ近易ノ漢字ヲ交ヘ次ニ簡短ノ假名交リ文ヲ作ラシメ兼テ口上書類ヨリ日用書類ニ及ノヘシ、中等科高等科ニ於テハ日用書類ヲ作ラシムルノ外既ニ學習セシ所ノ事實ニ就テ志傳等ヲ作ラシムヘシ

第十二條　習字　初等科ノ習字ハ平假名、片假名ヨリ始メ行書、草書ヲ習ハシメ其手本ハ數字、十干、十二支、苗字、著名ノ地名、日用庶物ノ名稱、口上書類、日用書類等民間日用ノ文字ヲ以テ之ニ充ツヘシ　中等科高等科ニ至テハ行書草書ノ外楷書ヲ習ハシムヘシ（第十三條ヨリ第二十七條マデ略ス）

一、教則ノ組織以上三章掲クル所ノ例ニ適セサルモノハ其近キ所ニ依テ初等科或ハ中等科或ハ高等科ノ別ヲ立ツヘシ

一、三章掲クル所ノ小學科ノ區分、學則、授業ノ日及時、各等科程度ニ基キ課程ヲ設クルノ一例ヲ示ス左表ノ如シ（註、國語教育關係ノミ拔錄）

學科			
小學初等科		毎週時數／毎週時數	
第一年	前期	六／六	讀方　以呂波、五十音、濁音、次清音、假名ノ單語短句等
	同上	六／九	
	後期		讀方　小學ノ讀本、讀本中緊要ノ字句ヲ書取ラシム
	同上	六／九	
第二年	前期		讀方　前期ノ續
	同上	六／九	
	後期		讀方　前期ノ續
	同上	六／九	
第三年	前期		讀方　前期ノ續
	同上	六／九	
	後期		讀方　前期ノ續

小學中等科 學科		讀書（作文）	習字	讀書（讀方）	讀書（作文）
第四年	前期	每週時數 六 / 每週度數 三 作文 近易ノ庶物ニ就テ其性質等ヲ解セシメ之ヲ題トシ假名ニテ單語單句ヲ綴ラシム	五 / 五 平假名 片假名	五 / 五 讀方 前期ノ續（書取ヲ省ク）	三 / 三 作文 日用書類及既ニ學習セシ事物ヲ題トシ假名交リノ文ヲ作ラシム
	後期（同上）	五 / 五 作文 前期ノ續（近易ノ漢字ヲ交フ）	五 / 五 行書 數字、十干、十二支、苗字ノ類	五 / 五 讀方 前期ノ續	三 / 三 作文 前期ノ續
第五年	前期（同上）	五 / 五 作文 近易ノ庶物ニ就テ其性質等ヲ解セシメ之ヲ題トシ假名交リ文ヲ作ラシム	五 / 五 行書 前期ノ續及著名ノ地名日用庶物ノ名稱ノ類	五 / 五 讀方 前期ノ續	三 / 三 作文 前期ノ續
	後期（同上）	五 / 五 作文 前期ノ續及口上書ノ類ヲ作ラシム	五 / 五 行書、草書 前期ノ續及口上書ノ類	五 / 五 讀方 漢文ノ讀本 讀方 前期ノ續	三 / 三 作文 前期ノ續
第六年	前期（同上）	五 / 五 作文 前期ノ續及日用書類ヲ作ラシム	五 / 五 行書、草書 日用書類等	五 / 五 讀方 前期ノ續 讀方 前期ノ續	三 / 三 作文 前期ノ續
	後期（同上）	五 / 五 作文 前期ノ續	五 / 五 行書、草書 前期ノ續	五 / 五 讀方 前期ノ續 讀方 前期ノ續	三 / 三 作文 前期ノ續

習字	四／四 行書、草書前期ノ續	四／四 行書、草書前期ノ續	四／四 行書、草書、前期ノ續楷書千字文ノ類	四／四 行書、草書楷書前期ノ續	三／三 楷書前期ノ續	三／三 楷書前期ノ續

學科	小學高等科 第七年 前期	小學高等科 第七年 後期	小學高等科 第八年 前期	小學高等科 第八年 後期	全學科教授時間通計ヲ百トシ各學科教授時間通計ノ比例
	每週時間／教授時間	同上	同上	同上	
讀書	六／六 讀方前期ノ續 讀方前期ノ續	六／六 讀方前期ノ續 讀方前期ノ續	六／六 讀方前期ノ續 讀方前期ノ續	六／六 讀方前期ノ續 讀方前期ノ續	二一、九〇
	三／三 作文前期ノ續	三／三 作文前期ノ續	三／三 作文前期ノ續	三／三 作文前期ノ續	一二、一一
習字	二／二 楷書行書草書	二／二 前期ノ續	二／二 前期ノ續	二／二 前期ノ續	一二、五三

七、小學校教員心得（明治十四年六月十八日文部省達第十九號）

小學校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ關シ、普通教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ係ル其任タル重且大ナリト謂フヘシ　今夫小學教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ何ニ由テカ尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ國家ノ安寧福

祉ヲ増進スルヲ得ンヤ小學教員タル者宜ク深ク此意ヲ體スヘキナリ因テ其恪守實踐スヘキ要款ヲ左ニ掲示ス苟モ小學教員ノ職ニ在ル者夙夜黽勉服膺シテ忽忘スルコト勿レ

明治十四年六月　　文部卿　福岡　孝弟

一、人ヲ導キテ善良ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ンスル等凡テ人倫ノ大道ニ通曉セシメ且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ德性ニ薫染シ善行ニ感化セシメンコトヲ務ムヘシ

一、智心教育ノ目的ハ專ラ人々ヲシテ智識ヲ廣メ才能ヲ長シ以テ其本分ヲ盡スニ適當ナラシムルニ在リ豈徒ニ聲名ヲ博取シ奇功ヲ貪求セシメンカ爲メナランヤ故ニ教員タル者ハ宜ク此旨ヲ體認シ以テ生徒智育上ノ教育ニ從事スヘシ（以下十四項目ハ之ヲ略ス）

八、小學校令（明治十九年四月九日勅令第十四號）

（第一條第二條略ス）

第三條　兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八ケ年ヲ以テ學齡トシ父母後見人等ハ其學齡兒童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス（第四條ヨリ第十一條マデ略ス）

第十二條　小學校ノ學科及其程度ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

（第十三條ヨリ第十六條マデ略ス）

九、小學校ノ學科及其程度（明治十九年五月二十五日文部省令第八號）

（第一條ヨリ第九條マデ略ス）

第十條　各學科ノ程度（但シ國語ニ關係アルモノノミヲトル）

讀書　尋常小學科ニ於テハ假名假名ノ單語短句簡易ナル漢字交リノ短句及地理歷史理科ノ事項ヲ交ヘタル漢字交リ文高等小學科ニ於テハ稍之ヨリ高キ漢字交リ文

作文　尋常小學科ニ於テハ假名ノ單語短句簡易ナル漢字交リノ短句漢字交リ文口上書類及日用書類高等小學科ニ於テハ漢字交リ文及日用書類

習字　尋常小學科ニ於テハ假名日用文字口上書類及日用書類（行書）高等小學科ニ於テハ日用文字及日用書類（楷書行書草書）

一〇、小學校令（明治二十三年十月六日勅令第二百十五號）

第一章　小學校ノ本旨及種類

第一條　小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ智識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス（第二條ハ略ス）

第二章　小學校ノ編制

第三條　尋常小學校ノ教科目ハ修身、讀書、作文、習字、算術、體操トス

土地ノ情況ニ依リ體操ヲ缺クコトヲ得、又日本地理、日本歷史、圖畫、唱歌、手工ノ一科目若クハ數科目ヲ加ヘ女兒ノ爲メニハ裁縫ヲ加フルコトヲ得

第四條　高等小學校ノ教科目ハ修身、讀書、作文、習字、算術、日本地理、日本歷史、外國地理、理科、圖畫、唱歌、體操トス女兒ノ爲メニハ裁縫ヲ加フルモノトス

土地ノ狀況ニ依リ外國地理、唱歌ノ一課目若クハ二課目ヲ缺クコトヲ得、又幾何ノ初步、外國語、農業、商業、手工ノ一科目若クハ數科目ヲ加フルコトヲ得（第五條以下ハ略ス）

一一、小學校教則大綱（明治二十四年十一月十七日文部省令第十一號）

第一條　小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ

德性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フヘキナリ故ニ何レノ教科目ニ於テモ道德教育國民教育ニ關連スル事項ハ殊ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

智識技能ハ確實ニシテ實用ニ適センコトヲ要ス故ニ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ撰ヒ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ムヘシ

各教科目ノ教授ハ其目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相連絡シテ補益センコトヲ要ス（第二條ハ略ス）

第三條　讀書及作文ハ普通ノ言語並日常須知ノ文字、文句、文章ノ讀ミ方、綴リ方及意義ヲ知ラシメ適當ナル言語及字句ヲ用ヒテ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼ネテ智德ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ近易適切ナル事物ニ就キ平易ニ談話シ其言語ヲ練習シテ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ次

ニ假名ノ單文及近易ナル漢字交リノ短文ヲ授ケ漸ク進ミテハ讀書作文ノ教授時間ヲ分チ讀書ハ假名文及近易ナル漢字交リ文ヲ授ケ、作文ハ假名文、近易ナル漢字交リ文、日用書類等ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ讀書ハ普通ノ漢字交リ文ヲ授ケ作文ハ漢字交リ文及日用書類ヲ授クヘシ

讀書作文ヲ授クル際、單語、單句、單文等ヲ書取ラシメ若クハ改作セシメ假名及語句ノ用法ニ熟セシムヘシ

讀本ノ文章ハ平易ニシテ普通ノ國文ノ模範タルヘキモノナルヲ要ス故ニ兒童ニ理會シ易クシテ其心情ヲ快活純正ナラシムルモノヲ採ルヘク又其事項ハ修身、地理、歷史、理科其他日常ノ生活ニ必須ニシテ教授ノ趣味ヲ添フルモノタルヘシ

作文ハ讀書又ハ其他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項、兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ行文平易ニシテ旨趣明瞭ナラシメンコトヲ要ス

言語ハ他ノ教科目ノ教授ニ於テモ常ニ注意シテ練習セシメンコトヲ要ス

第四條　習字ハ通常ノ文字ノ書キ方ヲ知ラシメ運筆ニ習熟セシムルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ片假名及平假名、近易ナル漢字交リノ短句、通常ノ人名、苗字、物名、地名等ノ日用文字及日用書類ヲ習ハシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ事項ヲ擴メ更ニ日常適切ノ文字ヲ増シ又日用書類ヲ習ハシムヘシ

漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ行書若クハ楷書トシ高等小學校ニ於テハ楷書行書草書トス

習字ヲ授クル際殊ニ姿勢ヲ整ヘ執筆及運筆ヲ正シクシ字行ハ整正ヲ尚ヒ運筆ハ務メテ速カナラシメンコトヲ要ス

他ノ教科目ノ教授ニ於テ文字ヲ書カシムルコトアルトキハ亦常ニ其字形及字行ヲ正シクセシメンコトヲ要ス

二、小學校令（明治三十三年八月二十日勅令第三百四十四號）

第一章　總則

第一條　小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以

テ本旨トス(第二條略ス)

第三條　尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教材ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ尋常小學校ノ規定ヲ準用シ高等小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ高等小學校ノ規定ヲ準用ス　但シ文部大臣ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限リニアラス

(第四條以下略ス)

一三、小學校令施行規則(明治三十三年八月二十一日文部省令第十四號)

第三條　國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及近易ナル普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ

高等小學校ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘシ

讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各々其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯絡セシメンコトヲ要ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身、歷史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取リ趣味ニ富ムモノタルヘシ

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ

文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス

書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ楷書行書ノ一種若シクハ二種トス

國語ヲ授クル際ニハ常ニ其ノ意義ヲ明瞭ニシ且既修ノ文字ヲ以テ通常ノ人名、地名等ニ應用セシメ單語、短句、短文ヲ書取ラシメ若ハ改作セシメテ假名及語句ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムヘシ

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ノ練習ニ注意シ又文

字ヲ書カシムルトキハ其ノ字形及字行ヲ正シクセシメンコトヲ要ス

第十六條 小學校ニ於テ教授ニ用フル假名及其ノ字體ハ第一號表ニ、字音假名遣ハ第二號表下欄ニ依リ又漢字ハ成ルヘク其ノ數ヲ節減シテ應用廣キモノヲ選フヘシ

尋常小學校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルヘク第三號表ニ掲クル文字ノ範圍内ニ於テ之ヲ選フヘシ

第一號表

平假名	片假名
あいうえお	アイウエオ
かきくけこ	カキクケコ
さしすせそ	サシスセソ
たちつてと	タチツテト
なにぬねの	ナニヌネノ
はひふへほ	ハヒフヘホ
まみむめも	マミムメモ
やいゆえよ	ヤイユエヨ
らりるれろ	ラリルレロ
わゐうゑを	ワヰウヱヲ
ん ゝ	
がぎぐげご	ガギグゲゴ
ざじずぜぞ	ザジズゼゾ
だぢづでど	ダヂヅデド
ばびぶべぼ	バビブベボ
ぱぴぷぺぽ	パピプペポ

第二號表

從來用ヒ來レル字音假名遣	新定ノ字音假名遣
い(あ行及や行) ゐ	い
う(あ行及わ行)	う
え(あ行及や行) ゑ	え
お を	お
か くわ	か
が ぐわ	が（從來慣用ノ例ニ依ルモ妨ナシ）
け くゑ	け

げ　ぐゑ	げ
じ　ぢ	じ（從來慣用ノ例ニ依ルモ妨ナシ）
ず　づ	ず（從來慣用ノ例ニ依ルモ妨ナシ）
いゆ（いハあ行及や行）	ゆ
あう　をう　あふ　おう　おふ　わう	おー
かう　かふ　こう　こふ　くわう	こー
がう　がふ　ごう　ごふ　ぐわう	ごー
さう　さふ　そう	そー
ざう　ざふ　ぞう	ぞー
たう　たふ　とう	とー
だう　だふ　どう	どー
なう　なふ　のう	のー
はう　はふ　ほう　ほふ	ほー
ばう　ばふ　ぼう	ぼー
ぱう　ぱふ　ぽう	ぽー
まう　もう	もー
ゆう　いう　いふ（いハあ行及や行）	ゆー
やう　よう　えう　えふ（えはあ行及や行）	よー
らう　らふ　ろう	ろー
きやう　きよう　けう　けふ	きよー
ぎやう　ぎよう　げう　げふ	ぎよー
しやう　しよう　せう　せふ	しよー
じやう　じよう　ぜう	じよー
ちやう　ちよう　てう　てふ	ちよー
ぢやう　ぢよう　でう　でふ	じよー
にやう　によう　ねう　ねふ	によー
ひやう　ひよう　へう	ひよー
びやう　びよう　べう	びよー
ぴやう　ぴよう　ぺう	ぴよー
みやう　めう	みよー
りやう　りよう　れう　れふ	りよー
きう　きふ	きゆー
ぎう　ぎふ	ぎゆー
しう　しふ	しゆー

じう　じふ　　じゅー
ちう　ちふ　　ちゅー
ぢう　ぢふ　　じゅー
にう　にふ　　にゅー
りう　りふ　　りゅー
あむ　あん（其他字尾ノ撥音ニむんノ區別スルモノ皆之ニ準ス）　　あん

備考　本表ハ平假名ヲ以テ示シタリト雖モ片假名ヲ用フル場合モ亦同ジ

第三號表

一一七上下不丈世並丁丙丨中丶主丸丿久之乘乙九亂乙也亅事二
二云五互非亠京交亡商人人今仕他付代以仰件任伏伐伯伺休但位
住何作使來例供依便係促俗信修俵倉個倍倒候借催傳債保儀働
似儉像作低仁介健僅價伴俄佛係億佳倦備傾僧像併伸僉側假伸佐
停優儿元兄先免兒充光入入內全兩八八公六共兵其具兼冂再冊冫
冬冷凉几凡凵出刀分切列初別利到前則割劃刃刀券判力力功加助
勉務勝動勇勞勢勸劣勺勺匁句包匕北化匚西區十十千升午半南
卒卩印危卷卿卽厂厘厚原厶去參又又及友反取受叔口口古只可右
各合同名向昏吾呈吾告周味呼命和品問喜單器叶吉善召吸吹唱
史后吏吐鳴囗四困固國圓圖團因園回圍土上在地坂坐坪基堪垣場
墓壁增墨垂均堅報堤堂城境理塗堀士士壯壹壽聲夂夏夕夕外多夜
夢大大天夫失奉奏奧奮奪央奇女女如好妨妻姉妹始委娘婦姓妙嫌
妃姿婚子子字存孝學孫宀宅守安官定宜客室宮害家宿寄富察實寡
實寫密容宗寬寸寸寺專尊尋對將封導射小小少尚尢尤就尸尺居屋
尼層履屈届屬局尼山山岡岩岸島峯崩巛州巡川工工左巧差己已巾
巾市布常帳帝帥帶帆幅幣希幅干平年幸幹幺幾幼广店府度廣庭底
席廳慶廴延建廾弄弋式武弓引弟張強弱弔弓彡形影彳得彼後役從
御徵往待復徒德心心必忠思情意憂應惡愛憐怨忍志忘忙念忽急性
怨恐恭息悔悲惑愚慈慰慶憚快怒恩慣怠恥惠忌感惜悌慾戈成我或
戒戰戶所戶扇手手投折招持指才投承擁拜拾捨授掛推揭損打拔接
拂振挾捕捌掃揃抱押支支攴收政故敎數改散敬敵救放敗文文斗斗
料斤新斤斧斷方方於施旅族旗日日明是時旨春昨智曆書晩著暮旱
暇昔曙暖易晴曇暴景星暗曰書會最替曲月月朝有望期服木木本東
業未末村果校株根械樂機積檢札査朱枚染植榮樣柔松杉板村林枝
柱桑森桐梅櫻極橋梨桃束柄杯梅枯机杖枕棒桶構欠次欺歡歌欲止

止正此步武歲歸歹死殘殳段殺殿母毋每毒比比氏民气氣水水決治
法法消清減渡滿求活氷流海深淺源油泉波浦洗添港湯温溝漁漬漸
潔濱池漆汽滯河濕汝泣汁波潮濟潮沖沈潤浴火火炭灰無然照燈營
畑烈災燒熱熟烟點煮爪爭爲爪父父片片牛牛物特牧犬犬犯狀獸狹
猫狩狂玄玄王玉現理球玉瓜瓜瓦瓦瓶甘甘甚生生產用用田田由申
男町畝界留略番當畜甲畫疒病痛療癶登發白白百皆的皇皮皮皿皿
益盛盜盆盡目目直相眞眼睦眠省矢知短矢石石破砂碑磨砲示示神
社祖祝禁禍福祭禮禾私秋租稅種秒稻稗積穗移程穀科穴空穴窓立
童端競竹第等竹笑筆答算箱節築籍籠笠箸米粉精粗粟糖粒糸糸約
納紙紋線細終組結給綿綺總縣繁絹縫織績縮紅紫綠縱紺繩紀緒缶
缺网置罪署羊美義羊羽羽翌習老老考者耒耕耳耳聞職肉肉肥育肴
胸能腐腹肩背膝臣臣自自臭至至致臺臼舊舌舌舛舞舟舟船般艦艮
良色色艸花芽苗若茶草荒荷菊菓菜落葉著葬薪藥藍蒸萬藝虎處虫
虫蜂蜜蠶血血行行術衣衣表裏袋被裁裏製補西西要見見規親角角
言言計訓記設許詔評試話認誘語誠說誰調談請論諸謝謹證警譯議
讀讓課變講請識谷谷豆豆豐豕豚貝貞負財貧貫責貯貴買貸貿貨貨
資賊賜賞賢賣賤質賴貨贈貝赤赤走走起越趣足足跡路身身車車軍
載輕轉軒辛辭辰農辵込近迎返送迷追退送速通造連遲遊運過道達
違遠遣適遲選遺避過辻邊遇途邑郡郵都鄉部酉酒配酢醫醬里里重
野量金金釜銀銅錢鋪鍬錐鉛釘針鋤鋸錦鑑鍋鐘鏡鉢釣銃鐵長長門
門閉開間關阜防附限陛院除除陸隊際隣險陽陰陶階障隹雀集雇雜
雖雜雨雨雪雲雷電霜露震青靜青非非面面革革鞍靴音音頁頃順預
頭題顏額類願領風風飛飛食食飲飯飽飾飼養餘首首香香馬馬騎騷
驚驛馱骨骨體高高髟髮鬼魂魚魚鳥鳥麥麥麻麻黃黃黍黍黑黑鼻鼻
齒齒齡

備考　本表ノ漢字中略字ニテ廣ク通用セルモノハ之ヲ使用スルモ妨ナシ

人名地名及本表ニ掲ケサル物名等ニシテ特ニ漢字ニテ示スヘキ必要アルモノハ之ヲ加ヘ授クルモ妨ナシ

一四、小學校令（明治三十三年八月二十日勅令第三百四十四號）（昭和八年八月現行）

沿革　明治三六年二月勅令第六三號、四月第七四號、四〇年三月第五二號、四四年七月第二一六號、大正二年七月第二五八號、八年二月第一〇號、一二年第三七六號、一五年四月第七三號、六月第二四三號改正

第一章　總則

第一條　小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス（第二條略ス）

第三條　尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ尋常小學校ノ規定ヲ準用シ高等小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ高等小學校ノ規定ヲ準用ス　但シ文部大臣ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限リニ在ラス

（第四條以下略ス）

一五、小學校令施行規則（明治三十三年八月二十一日文部省令第十四號）

（昭和八年八月現行）

沿革　明治三四年一月文部省令第二號、三五年二月第三號、一二月第一五號、三六年三月第一一號、四月第一二號、一一月第三四號、三七年二月第一號、一〇月第一九號、三八年五月第七號、四〇年三月第六號、六月第二〇號、八月第二四號、四一年三月第八號、四月第一五號、五月第一八號、九月第二六號、四二年四月第一二號、四三年三月第四號、七月第二一號、四四年四月第一五號、七月第二四號、四五年一月第三號、大正二年七月第二〇號、第二一號、三年一月第一號、一〇月第三〇號、七年三月第四號、八年三月第六號、九年八月第一九號、第二三號、一〇年八月第三六號、一一年八月第三五號、一三年八月第一六號、一四年四月第一三號、一五年四月第一八號、六月第二七號、昭和二年十一月第二〇號、一二月第三二號、三年七月第一〇號、六年六月第一七號、九月第二一號、七年一二月第一號、八年二月第四號改正

第一章　教材及編制

第一節　教則

第三條　國語ハ普通ノ言語日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ知德ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方書キ方綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ

高等小學校ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字

及普通文ノ讀ミ方書キ方綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘシ

讀ミ方書キ方綴リ方ハ各々其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯絡セシメンコトヲ要ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身歴史地理理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取リ趣味ニ富ムモノタルヘシ女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ

文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス

書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テ楷書行書ノ二種トシ高等小學校ニ於テハ尚草書ヲ加フ

國語ヲ授クル際ニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムヘシ

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ノ練習及文字ノ書キ方ニ注意セシメンコトヲ要ス（第四條以下第十六條迄略ス）

第十七條　尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及毎週教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ（下略）（第十八條以下略ス）

第四號表（國語ノ教科目ノ部分ノミ拔萃セリ）

學年	毎週教授時數	國語
第一學年	一〇	發音、假名、日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、話シ方
第二學年	一二	假名、日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、話シ方
第三學年	一二	日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、話シ方
第四學年	一二	日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、話シ方
第五學年	九	日常須知ノ文字通近易ナル普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、話シ方
第六學年	九	日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、話シ方

一六、中學校令(明治三十二年二月七日勅令第二十八號)(昭和八年八月現行)

沿革　明治四〇年勅令第二八〇號、大正八年二月勅令第一一號改正

第一條　中學校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ爲スヲ目的トシ特ニ國民道德ノ養成ニ力ムヘキモノトス(第二條以下第十條迄略ス)

第十一條　中學校ノ學科及其ノ程度ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十二條　中學校ノ教科書ハ文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ地方長官ノ認可ヲ經テ學校長之ヲ定ム但シ文部大臣ノ檢定ヲ經サル教科書ヲ使用スル必要アルトキハ地方長官ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ一時其ノ使用ヲ認可スルコトヲ得

中學校教科書ノ檢定ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム(第十三條以下第二十二條迄略ス)

一七、中學校令施行規則(明治三十四年三月五日文部省令第三號)(現行規則改正前)

沿革　明治三五年三號、三六年四號、二八號、三七年三號、四一年二號、二四號、四四年二六號、大正二年三號、二一號、五年九號、八年七號、一〇年八號、一三年二六號、一四年一〇號、一五年二四號、

第一章　學科及其ノ程度

第一條　中學校ノ學科目ハ修身、國語及漢文、外國語、歷史、地理、數學、博物、物理及化學、法制及經濟、實業、圖畫、唱歌、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

法制及經濟、實業、唱歌ハ當分ノ内之ヲ缺クコトヲ得

實業ハ隨意科目ト爲スコトヲ得

第一條ノ二　中學校ニ於テハ中學校令第一條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ特ニ國民道德ノ養成ニ關聯セル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

各學科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス(第二條略ス)

第三條　國語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ文學上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智德ノ啓發ニ資スルヲ以テ要旨トス

國語及漢文ハ現時ノ國文ヲ主トシテ講讀セシメ進ミテハ近古ノ國文ニ及ボシ又平易ナル漢文ヲ講讀セシメ簡易ニシテ實用ニ適スル國文ヲ作ラシメ國語文法ノ大要及習字ヲ授クヘシ

（第四條以下第十三條迄略ス）

第十四條　各學年ニ於ケル各學課目ノ毎週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ（國語及漢文ノ課ノミヲ拔萃ス）

學年／學課目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
國語及漢文	八	八	六	五	五

（第十五條以下第六十一條ニ至ル迄略ス）

一八、中學校令施行規則（昭和六年一月十日 文部省令第二號）（昭和八年八月現行）

第一章　生徒教養ノ要旨

第一條　中學校ニ於テハ中學校令ノ旨趣ニ基キ小學校教育ノ基礎ニ據リ一層高等ノ程度ニ於テ道德教育及國民教育ヲ施シ生活上有用ナル普通ノ知能ヲ養ヒ且體育ヲ行フヲ以テ旨トシ特ニ左ノ事項ニ留意シテ其ノ生徒ヲ教養スヘシ

一、教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ學校教育ノ全般ニヨリ道德教育ヲ行ハンコトヲ期シ常ニ生徒ヲ實踐躬行ニ導キ殊ニ國民道德ノ養成ニ意ヲ用ヒ我ガ建國ノ本義ト國體ノ尊嚴ナル所以トヲ會得セシメ忠孝ノ大義ヲ明ニシ其ノ信念ヲ鞏固ナラシメンコトヲ期スヘシ

二、獨立自主ノ精神ヲ養ヒ勤勞ヲ愛好スルノ習慣ヲ育成シ且協同ヲ尙ヒ責任ヲ重ンズルノ觀念ヲ涵養センコトニ力ムヘシ

三、專ラ心力ノ啓發ヲ旨トシ徒ニ專門的學術ノ體系ニ泥ムコトナク社會生活上適切有用ナル知能ヲ養ハンコトヲ期スヘシ

四、生徒ノ身體ヲ強健ナラシムルト共ニ精神ヲ鍛錬シ青年ノ濶達ナル氣風ヲ養ハンコトヲ旨トスヘシ

第二章　學科及其ノ程度

第二條　中學校ノ學科目ハ修身、公民科、國語漢文、歷史、地理、外國語、數學、理科、實業、圖畫、音樂、作業科、體操トス

第四學年以上ニ在リテハ第一種及第二種ノ課程ヲ編制シ生徒

ヲシテ其ノ一課程ヲ選修セシム第一種及第二種ノ課程ハ修身、公民科、國語漢文、歴史、地理、理科、作業科、體操ヲ基本科目トシ第一種課程ニハ基本課目ニ國語漢文、外國語、數學、理科、圖畫、音樂ノ中適宜其ノ數科目及實業ヲ増課シ第二種課程ニハ基本科目ニ國語漢文、數學、理科、圖畫、音樂ノ中適宜其ノ數科目及外國語ヲ増課シ之ヲ編制スヘシ

前項ノ規定ハ第三學年ヨリ之ヲ適用スルコトヲ得但シ第一種及第二種ノ課程ハ修身、公民科、國語漢文、歴史、地理、數學、理科、作業科、體操ヲ基本課目トシ第一種課程ニハ基本課目ニ國語漢文、外國語、數學、理科、圖畫、音樂ノ中適宜其ノ教科目及實業ヲ増課シ第二種課程ニハ基本課目ニ國語漢文、數學、理科、圖畫、音樂ノ中適宜其ノ數課目及外國語ヲ増課シ之ヲ編制スヘシ

特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第一種課程及第二種課程ノ中其ノ一ヲ缺クコトヲ得

實業ニ於テ農業又ハ工業ヲ課スル場合ニ在リテハ作業科ヲ缺クコトヲ得

外國語ハ英語、獨語、佛語又ハ支那語トス（第三條以下第六條迄略ス）

第七條　國語漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ發表シ文字ヲ端正ニ書寫スルノ能ヲ得シメ國民性ヲ涵養シ文學上ノ趣味ヲ養ヒ知徳ノ啓發ニ資スルヲ以テ要旨トス

國語漢文ハ現時ノ國文ヲ主トシテ講讀セシメ進ミテハ平易ナル近古文ヨリ簡易ナル上古文ニ及ホシ又平易ナル漢文ヲ講讀セシメ簡易ニシテ實用ニ適スル國文ヲ作ラシメ國語文法ノ大要及習字ヲ授クヘシ（第八條以下第五十三條迄略ス）

昭和八年十一月二十五日印刷
昭和八年十一月三十日發行

國語科學講座（第五回配本）

東京市神田區錦町一丁目十番地
編輯兼發行者 株式會社 明治書院
代表者 三樹退三

東京市神田區三崎町三丁目八十九番地
印刷者 細谷祐三

發行所 東京市神田錦町一丁目 株式會社 明治書院